

平成26年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年9月12日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成26年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第3号]

平成26年9月12日(金)

午前10時00分 開議

会期 平成26年9月9日～9月19日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	一般質問(8名) 1 高橋 邦男議員 2 石田 芳英議員 3 師岡 伸公議員 4 杉村 良一議員 5 原島 幸次議員 6 村木 征一議員 7 竹内 和男議員 8 須崎 眞議員	---

(午後2時54分 散会)

午前10時00分 開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。ご協力のほど、よろしく申し上げます。

日程第2 一般質問を行います。通告のありました議員は8名であります。

これより、通告順に行います。

初めに、3番高橋邦男議員。

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 3番高橋です。

おはようございます。今回は2件の質問をさせていただきます。

1件目ですが、若者定住化対策・少子化対策における住環境の整備についてお尋ねします。

町は、過疎化・少子化の解消に向けて、若者定住化対策と少子化対策を最重要施策として、14項目に及ぶ町独自の子育て支援事業を初め、住宅の新築・増改築への補助制度、宅地の分譲、若者住宅の整備、空き家バンク事業等、さまざまなソフト事業やハード事業を積極的に実施してきました。それに加え、昨年度には、出会いの場ふれ愛センターを設立、若者の婚活にも支援を広げています。

この若者定住化対策・少子化対策には、子育て支援や住環境の整備、雇用の確保、町の利便性の向上等、多くの対策が必要であると思いますが、私は、現在、町が推進している事業の中で、住環境の整備のさらなる充実を優先すべきであると思っています。その中でも、特に低額家賃で入居できる若者住宅の整備と空き家バンクの活用であります。

なぜならば、町内の若者の中には、町に住むことを希望していても、町の中に若者住宅の戸数が少なく、仕方なく青梅市方面にアパートを借りている人もいます。その中の人には、わざわざ奥多摩町まで通勤している人も結構いるということを聞いています。また、町外からの転入希望者も多いと伺っています。

また、いくら宅地の分譲や住宅取得の補助があるとはいえ、自分で家を建てるとなると多額の費用がかかります。それができる環境にある若者はごくわずかしかないのでしょうか。そして、町の手厚い支援が受けられるためには、まず、町内に住居を構えなければなりません。

確かに、雇用の場の確保も必要ですが、町の中に多くの人々の希望にかなう職種を確保するには限界があります。青梅市や羽村市、福生市は十分通える通勤圏内にありますから、

雇用の場は必ずしも町内に限らなくてもよいのではないのでしょうか。

町の利便性については、当然インフラ整備も必要ですが、財源のこともあり、長期間の中で計画的に整備すべきものであると思っています。

そこで、次の質問にお答え下さい。若者定住化対策・少子化対策の中で、住環境の整備、特に、若者住宅の整備と空き家バンクの活用を優先すべきであると思っていますが、町の考えをお聞かせ下さい。また、今後の「若者定住化対策・少子化対策」に対する町の方針もあわせてお願いします。

2件目の質問です。社会福祉協議会へ委託した地域ささえあいボランティア事業についてお尋ねします。

今年度、町が社会福祉協議会に対して委託した、地域ささえあいボランティア事業ですが、この事業は、高齢者の方々の病院や買い物、外出などの送迎、それから家での見守りに対する支援事業であります。いずれも利用者の方は有料となります。

これは、当町における少子化や若者世代の流出に伴う高齢化の進行による地域力の低下を防ぐとともに、高齢者の方々の社会参画や外出の機会を増やし、心身の健康と地域の活性化を図ることを目的とした事業で、大いに期待しているところであります。

そして、この6月には、社会福祉協議会では地域ささえあいボランティアセンターを開設、運営を既に開始しています。たしか今年度予算では委託料120万円が計上されたと思っています。

そこで、次の質問にお答え下さい。

1つ目、8月末現在の利用者、協力者の登録状況とこの事業の利用状況を教えてください。

2つ目は、この事業は、町内高齢者の方々に対して、思いやりのある行政サービスの1つであると自分は思っています。近隣の利用者の方からも、とても助かっていますよという声をよく耳にしています。そこで、今後、町はこの事業に対してどのような方針を持っていますか。また、町としてはどのような支援をすべきであると考えていますか。

以上、質問、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 3番高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、町では、第4期長期総合計画の将来像を達成するため、過疎化・少子化対策の戦略的な取り組みとして、奥多摩創造プロジェクトを設定するとともに、平成20年には、奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を全国でも先駆けて設置し、子ども・子育て支援推

進事業として、学校給食費の無料化、保育園の2子目以降の無料化、高校生の通学費援助など、現在では、14項目に及ぶ町独自のさまざまな経済的負担の軽減、支援策を実施しております。

特に、若者の定住化対策に係る住環境の整備につきましては、平成21年度に町営海沢住宅を4棟9戸整備し、平成22年4月から入居を開始しております。また、平成18年度から26年度までの間には、若者定住促進のための分譲地を、棚沢に4区画、栃久保に8区画、長畑に3区画、川井に8区画の計23区画を造成し、棚沢の4区画と栃久保の8区画及び川井の3区画の計15区画を既に販売しております。しかし、長畑の3区画と川井の5区画は未契約となっていることから、町内の観光施設や公共施設の窓口に、分譲チラシを置くとともに、町外向けには青梅市を中心に、新聞折り込みやその他青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町や、日の出町、あきる野市、八王子の企業を回り、分譲地等のアピールを行っているところであります。

また、これらの分譲地の販売と並行して、平成21年度から空き家バンク制度による空き家の活用も行っておりまいました。平成25年度には少子化対策・定住対策の総合計画（緊急3カ年計画）を策定し、従来のソフト事業及びハード事業を一体的に行うこととし、さらには、従来行政が取り組んでこなかった結婚問題にも踏み込み、出会いから結婚、子育てまでを総合的に支援する相談窓口の設置や、移住を希望する町外の方に対して素早い対応ができるよう、子育て支援・定住応援総合窓口を一本化するため、企画財政課に、少子化・若者定住化担当を設置し、子育て支援・定住化応援総合窓口をこの4月から開設しております。

ご質問の若者定住化対策・少子化対策における住環境の整備についてでございますが、現在、少子化対策・定住化対策総合計画（緊急3カ年計画）の実現を目標として推進しております。平成27年4月よりスタートする第5期奥多摩長期総合計画では、まちづくり計画住民委員会より提言されましたご意見等を踏まえ、町内に策定委員会を設置し、施策の柱となる戦略的な取り組みとして、少子化・若者定住化対策を位置づけ、特に住環境については、若者定住化促進のための土地利用計画を策定しているところでございます。

この計画の中では、町の中を、若者定住化促進ゾーン、中山間地定住促進ゾーンと位置づけ、そのゾーンの中では、賃貸住宅の整備や分譲地の販売など、安価で安全で安心した定住促進に向けた土地利用の方向性を示してまいりたいと考えております。

若者定住化ゾーンでは、管内のJRの5駅を中心に、豊かな自然環境の中で安心して生活できる環境を生かし、奥多摩町に定住を希望する20歳から50歳までの方が安価で入居

できる若者賃貸住宅の整備や、安心して購入できる分譲地の整備を計画していきたいと考えております。

また、中山間地域定住促進ゾーンでは、若者定住化住宅の販売、住宅や土地の条件つき譲渡など検討しており、田舎暮らしがしたい、畑仕事がしたいという方々の定住を応援してまいりたいと考えております。

その他では、都会に住む方々が、都会と田舎の両方に滞在、居住する場所を確保し、それぞれの場所で、仕事や余暇、趣味などのために使い分けを行い、交流を主たる目的として、交流居住の推進や、都市住民が本人や家族のニーズ等に応じて多様なライフスタイルを実現するための手段の1つとして、中長期的、定期的に滞在することを目的とした、二地域居住なども推進してまいりたいと考えております。

また、具体的な住環境の整備につきましては、本定例会の補正予算につきまして、小丹波地内若者住宅測量委託、基本設計委託、宅地造成等実施設計委託をご提案させていただきましたが、本会議におきまして、この補正予算についてご決定をいただきました。

この事業は、本年1月に株式会社昭和石材様より用地、建物を、また、山宮恒彦様より建物をご寄附いただきました。旧昭和石材住宅跡地、小丹波の神社の横でございます。そこに、若者を対象とした賃貸住宅を補正で設計等を行い、来年度から整備をしてまいりたいというふうに考えております。

これは、平成21年度に整備いたしました町営海沢若者住宅をモデルとして、現状のひな壇の敷地を生かし、メゾネットタイプで、短期間に施工が可能な住宅を計画しており、安全で安心して子育てができるファミリー住宅として、早期に整備を図ってまいりたいと思っております。

また、今回、川井グリーンヴィレッジ4区画と大丹波地内の用地買収をご提案させていただきました。これも補正予算でご決定をいただきました。このグリーンヴィレッジの物件につきましては、奥森ハウス株式会社から購入するもので、立地環境も良好であることから、分譲地や若者住宅として今後活用してまいりたいと考えております。また、大丹波地内の住宅用地につきましては、地主さんのご協力によりまして購入するもので、所在は大丹波国際釣り場 第三駐車場先、上部山側で、ちょうど入屋ヶ谷線、中央線の道路整備とあわせて、若者用住宅として1,553平米を購入する議決をいただいたところでございます。

一方、空き家バンク制度においては、これまでに延べ200、失礼しました、延べ26物件が登録され、うち契約成立物件は、土地・建物の売買が10件、土地の売買が1件、土地・建物賃貸が4件の計15件となっており、現在では11件の物件が登録されています。また、

空き家バンクの希望者として利用登録されている方は延べ 89 名で、うち登録要件の2年が経過し取り消した方を除くと、現在では 55 名が利用希望を登録されている状況でございます。

今後、引き続き約 250 件に及ぶ空き家や空き地の活用を図るため、個々の事情を調査し、所有者、地権者等より理解を得られるよう交渉し、協力の得られた物件を定住意向のある方々へあっせんしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、奥多摩町は、子育てしやすいまち、多くの方が住みたいまち、住み続けたいまちとして次世代に引き継がれていくよう、今後も少子化・若者定住化対策を最重要課題として取り組み、若者の流出防止、町外からの転入者の増加を図るため、住宅及び宅地等の物件の整備や確保に努めてまいりたいと思っております。

特に、高橋議員の一般質問の冒頭でありましたように、ここ数年、第 4 期長期総合計画の中では、私自身は、この町に若者を定住させないと地域の崩壊が起きるというようなことで、長期的に取り組んでまいりました。議員がおっしゃるように、この、今、若者定住化そのものが町の最重要課題だというふうに私は思っております。特に、それは、若者を定住をさせないと、これから先、この町をいろいろ進展させていただいた我々の先輩たちを見ていく世代がいなくなってしまう。

そういう点で、若者を、いかに経済的な支援、子育ての支援等々をしながら定住していただくか、また、子育てがしやすい、奥多摩町がいいという人たちをどのようにして受け入れていくかというのが大きな問題だと思います。

そういう点では、着実に、また、この土地を確保するということはいろいろ時間的な経過もございますので、そういう点を念頭に置きながら、最重点課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。

そのことが、結果として奥多摩町の、安全・安心を守るための、若い人たちが消防団に加入していただく、また、隣近所の安全・安心を確保していただく、そういうことが非常に重要であるというふうに思っております。そういう点では、ここ数年来、いろんな意味で、この若者定住化を推進し PR をしてきておるわけですがけれども、なかなか浸透し切れっておりません。したがって、今、パンフレット等をつくりながら、町外に向けて、転入していただく若者を応援する、その応援の項目が 14 項目あるんだよ。また、家をつくるときに、160 万円、3 年間無利子の補給を 30 万円できるんだよ。

先ほどもお話ししましたように、子育てをするのに、保育園の入園、医療費、給食費等々を含めて、ほかにない施策をやっているんだということについて、これからも、もう少し

PRをし、住民の人たちも理解をいただき、外部の人たちも理解いただきながら、若者の定住化を図るために努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方におきましても、あらゆる機会を通じて自分のまちのよさをアピールしていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

次に、2点目、社会福祉協議会へ委託した地域ささえあいボランティア事業についてのご質問にお答え申し上げます。この地域ささえあいボランティア事業につきましては、これまで行政が担ってきたさまざまな福祉施策、特に高齢者の方々に対して行ってきた事業について、高齢化の進行による独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加で、家族で支えることが困難な状況のご家庭が多くなっていること、社会状況の変化に伴い、よりきめ細やかな対応が求められている中、行政だけでは対処し切れない部分が起こってまいりました。

例えば、外出支援サービスですが、これは高齢者の方が町内の医療機関を受診する際に、公共交通機関を利用できない方々のためのサービスで、週に5回、町内の医療機関への送迎を行っておりますが、年々希望者が増え、使いたくても使えない方もおり、また、町外の医療機関等は対象にしていないことから、何らかの対応を望む声もあることは承知しております。

しかし、行政が全ての要望にお応えすることは不可能でありますので、地域住民の皆さんが持っている力を少しだけおかりしようと企画した事業でございます。町ではこの事業を立ち上げるに際して、社会福祉協議会と連携し、打ち合わせを重ねながら、事業の仕組みについて検討してまいりました。そして、この事業を、大人版のファミリーサポートセンターとして位置づけ、事業に協力いただける方、事業を利用する方、両方の要素を持っている方、それぞれのボランティア会員として協力をしていただき、会員同士のコーディネートを社会福祉協議会に委託することとし、平成26年度当初予算に委託費を計上し、3月議会においてご決定をいただき、4月から出発をしたところでございます。

その上で、4月号の「広報おくたま」でお知らせし、町内に会員登録をお願いするとともに、5月には社会福祉協議会主催で説明会も実施し、具体的な実施方法について直接説明する場を設け、その結果をもって6月に本格的な事業を開始したところであります。

ご質問の1点目、8月末現在の利用者、協力者の登録状況と利用状況につきましては、利用会員が28名、協力会員が11名、車による送迎にも対応できる特別協力会員が30名、合計で69名の方に登録をしていただき、通院での利用が24件、買い物の利用が3件、その他、弔問に際しての送迎の利用が1件、散髪のための理容所の送迎が1件、計29件の利用がありました。特に通院での利用は、町内が4件、青梅市内が13件、西多摩地域が4件、

さらに遠方への通院送迎が3件でございます。

ご質問の2点目、今後、町はこの事業に対してどのような方針を持っているか、また、町としてどのような支援をすべきであると考えているかについてでございますが、この事業に対して、長年こうした事業を待ち望んでいたという声をお聞きし、議員も申されているように、とても助かりますという声もお聞きしております。高橋議員におかれましては、特別協力会員としてご協力をいただき、何回もボランティアとしてご協力いただいております、大変ありがたく感謝しているところでございます。

町としては、今後さらに協力会員、利用会員とも登録人数を増やしていき、積極的に利用していただきたいと考えております。現在、団塊の世代の皆様が65歳を過ぎ、第一線から退けられておりますが、まだまだ元気な方も多く、自治会等では中心的な役割を担っていただいております。こうした方々に、ぜひご協力を賜りたく、町でも積極的にアピールし、この事業を息の長いものにしていきたいと考えております。

この事業は、会員同士がお互いに助け合うということが基本であり、利用に対してのお礼として、30分単位でワンコイン、500円を目安として設定しております。

例えば、遠方の病院を受診する際の通院送迎の場合、診療待ちの時間も待機時間として含めると、長間にわたる利用となり、利用報酬が過大になることとなりますが、この場合でも、これまでタクシー等を利用していた場合と比較しても、大幅に安価に利用することができますし、また、片道のみ利用も可能ですので、病院を受診した後の時間を別の買い物などの用事に使うなど、使い方を工夫していただければと考えております。

この制度ができ、本格的に実施してから3カ月余りですので、これから協力会員、利用会員相互でいろいろと工夫をする部分が生まれてくることを期待しております。まずは制度を知っていただき、利用していただくことが必要だと考えております。

今後、町が支援するとすれば、会員同士の利用が円滑に進むよう、社会福祉協議会にコーディネート役を担ってもらうための委託料について、引き続き予算化をし、継続してまいりたいと思います。

この事業は、少子化、高齢化が顕著なこの町にあって、必要不可欠な事業であると考えておりますので、町としてもより一層利用しやすい環境整備を図ってまいりたいと思っております。特にこの、いろんな意味で、福祉、あるいはいろんな部分について、公共の役割あるいは住民の役割、地域の役割、こういうことをお互いに理解をしないと、この奥多摩町の財政状況の中では、全部公共でやるということは不可能であります。

従来から申し上げておりますように、私どもの町の予算は、町税が8億円であり、東京

都からの支援がその倍の16億円であります。そういう点で、地域の人たちがお互いにきずなを強めながら、隣近所同士がこのきずなの強い地域をさらに強くしていただくためには、持てる時間について、ある意味ではこのような事業に参画をし協力をさせていただくことが、ひいては町の中のいろんな意味でも、地域のきずながさらに強まり、住みよい町になっていくのではないかなというふうに思います。

そういう点では、ぜひ、高橋議員については積極的にこの事業に参入していただいておりますけれども、多くの人たちにご協力をいただきながら、さらにいろんな意味でこの事業が展開されることをお願い申し上げたいと思っております。

福祉に関しましては、非常に今、いろんな意味で大きなお金が必要としております。私自身も、今、全国の町村会の代表として介護保険の報酬の会議に月2回出ております。全部公費で賄うということは非常にいろんな事業の中で大変なことであり、それぞれがお互いに、この小さなところでやれるすばらしい事業が全国にむしろ発展する、そのような事業になっていただければありがたいなというふうに思っておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 高橋議員、再質問はありますか。

○8番（高橋 邦男君） 答弁のほうをありがとうございました。

再質問として、2件、お願いしたいと思います。

1件目は住環境の整備のほうなんですけど、先ほども町長の答弁の中で、今後も若者、若者住宅の整備ということに限らず、若者の定住化・少子化対策を最重要施策として取り組んでいくという力強いお言葉をいただきました。ありがとうございました。

質問なんですけども、若者住宅にちょっと絞って質問したいと思います。若者定住化というのは、やはり長く住む、長く住んでもらうということが必要だと思うんですね。今ある海沢若者住宅については、期限が5年という、限られた期限があります。それから、町長が必要と認めれば最大3年ですかね、延長ができるというふうになっているんですけども、もうちょうど来年、あの海沢の若者住宅が期限を迎えます。もし町の中に住居が確保できれば、あるいは3年の延長を許可していただければ多少住めますけども、住む場所がないということになると、町外へ転出というケースも出てくると思うんですね。

これでは定住につながらないというのは、もちろん町のほうも承知していると思うんですけども、今後、やはり長く住んでもらえるような住環境の整備、その辺をどのように考えているかということなんですね。

ちょっとつけ加えなんですけど、例えば今の若者住宅は、メゾット型というんですか、そ

れで間取りもたしか2LDKということで、小さい子であればいいと思うんですけども、子どもさんが大きくなったりすると、ちょっと手狭になってしまうというような間取りです。

それで、いろんな形があると思うんですけど、例えば、ああいうメゾット型ではなくて、1軒1軒分譲の住宅、多少建設費が高くなりますが、そういうものを建てて、いずれはその方が購入できるとか、あるいはほかの方が購入できるとか、いろんな形があると思うので、その辺を町はどのように考えているか。

それと、もう1つ、建設場所ですね。先ほどの答弁では、小丹波にもう決定ということだと思うんですけど、確かに小丹波は非常に便利な場所だと思います。奥多摩町でも一番恵まれている場所かなと。公共機関もそろっているし、駅まで歩いて三、四分。走っていけば1分ぐらいで行っちゃうような場所ですよ。ですけども、奥多摩全体の地域の活性化ということを考えたときに、例えば古里地区で言うと、白丸なんかは結構若者が少なく、子どもも、もうほとんど小中学生はいない状態なんですね。ですからそういう地域の活性化なんかも考えているのかどうか。

建設場所について、やはりそういうことも自分は考えなきゃいけないかなと思ってはいますけど、ちょっとまとまらないあれですけど、2つのを言いましたっけね。1つ、長く住んでもらえるような住環境の整備ということで1つお答えください。

それから、もう1件ですね。もう1つの地域ささえあいボランティア事業のほうなんですけども、先ほどの答弁で、確かに町の財政等から考えると、そんなに町だけでということで、社会福祉協議会、そして地域の方の協力を得てということで実施しているということなんですが、青梅市とか、町外の病院へ行くと結構待ち時間が長くなるというケースもあると思います。例えば、高木病院とか青梅総合病院、自分もちょっと通っているんですけど、待ち時間がちょっと計算できない。三、四時間待つということも、毎回じゃないですけど、そういうこともありました。

ですから、町でお金を出せということじゃなくて、その待ち時間のその報酬ですか、その辺なんかも考えていかなきゃいけないのかなと。利用者の方のほとんどは、やはり年金生活の方々ですので、その辺も今後、社会福祉協議会と連携をとって、スタートしたばかりですから、これから少し様子を見て、いろんなことをやっぱり検討して行ってほしいなと思います。その辺、町として、現時点でどういう考えをお持ちですかということをお尋ねしたいと思います。

じゃあ、以上2件、お願いします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 1点目の若者定住化につきましては、これは私自身の政策でもあり、長期的な部分でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

今、高橋議員が言われましたようなことが現実問題として、実行してきたときに起こっております。当時、若者に住んでいただくということで、海沢に9棟の若者住宅をつくり、2万円の家賃と、駐車場を2台つくって住んでいただき、20歳から50歳までの人、また、5年間という制約をつけましたけれども、今、これ自身も、高橋議員からご提案がありましたように、見直しをする必要があるのではないかとということで、今、見直しをしているところでございます。

それはなぜかということ、私自身は、当時、建設をした当時は、片方に分譲住宅をつくり、160万円の助成と、安い分譲地をつくって、若者住宅に入っていたいただいた方々がそこに移るときには、1年間に24万円の家賃がありますから、それをプラスすると184万円の助成ができるということで、長らく定着していただきたいという発想であったんですけども、なかなか、そこに定着をすると、少なくとも子育てをする年齢、小学校、中学校まで卒業するぐらいまでは、その若者住宅で子育てをしたいという部分が出てきているという実態もございますので、今後、その部分については、むしろ、特別に許可をするという意味ではなくて、期間の延長を今後検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

しかし、最終的には、安い土地と、それからそれを支援することによって、若い人たちが、青梅で住宅が持てないけれども、奥多摩町であれば土地を買って住宅を持てるという環境の整備を図っていきたいという目標を持ちながら、進めていきたいというふうに思えます。

また、今、それぞれの地域、おっしゃるように白丸では小中学生はほとんどいなくなりました。それから、大丹波では小学生は二十数人おります。しかし、それらの子どもたちが大きくなってくると、いろんな意味でそのいろんな地域の若者定住というのは必要ではないかなというふうに思います。

私自身が住んでいる川井地区についても、杉村議員のお孫さんを含めて、今11名の小学生であります。そういう点で、おっしゃるような地域性、特性を持ちながら、若者定住住宅の建設というのは必要だなというふうに思えます。

しかし、一方では、土地の確保でございます。土地の確保をどうしていくかということ、を長期的にやりながらそういうことを進めなきゃいけません、計画的に進めていきます

けれども、今回の部分に関しましては、ある意味では、小丹波の神社のところに大きな用地が確保できましたので、今申し上げました海沢住宅の、さらにいろんな、やった結果を踏まえて、皆さんが住みやすい、あるいは長く住んでいただけるという方向で考えていきたいなというふうに思います。

どうか、そういう意味では、最近ではいろんな部分で土地を提供していただく方が多くなってきておりますけれども、そういう情報がありましたら、子育て等々の支援の窓口を、今、企画財政課に設置をいたしましたので、情報提供をいただきたいと思います。

また、大丹波等につきましても、さっき申し上げましたように、短期的ではなくて、そういう土地の提供をしていただけるという方が出てきましたので、そういう段階で土地の取得をして、1年ないし2年かけて、今申し上げました方向に進んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目のボランティアについては、後ほど福祉保健課長からお話があると思いますけれども、私自身をお願いをしたいのは、もう少し奥多摩病院の活用をしてほしいということであります。奥多摩病院には、この4月から、院長とそれから常勤の医師が赴任いたしました。院長につきましては50代の自治大学病院出、総合医療を担当できる医師であり、また、内科の医師につきましても、自治大学病院を出て、総合医療をできる医師がおります。と同時に、整形の医師、常勤の医師が3名おり、入院施設があり、検査施設があり、そういう機能を持っているわけでありますから、特別な事情等がある場合には別にして、まず、住民の皆さんが自分たちの持っている医療機関に最初にかかっただき、さらに、そこで高度医療が必要ということであれば、総合病院、高木病院、また大学病院等につなげていくということを基本に思っております。

そういう点で、なかなか今までそういう認識がございませんので、ぜひ、そういう認識を持ちながら、奥多摩病院の活用も図っていただき、これから院長はまだ10年以上働きますので、そういう点で、今、院長自身は、訪問診療もしたい、訪問看護にも力を入れていきたい、この町でいろんな出ている状況に対して、最終的なみとりを各家庭でもするようにしたい。そのために何をしていたらいいかというふうなことも真剣に考えておりますので、どうか、住民の皆様、あるいは議員の皆様の中で、そういういろんなお話があったときに、自分のところで持っているこの大きな医療機関を大切にす。また、その信頼関係を、もちろん医師が保たなきゃいけませんけれども、そういう努力をしていくという覚悟でございますので、ご協力を賜ればありがたいなというふうに思います。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、3番高橋邦男議員の2点目の質問につきまして、お答え申し上げたいと思います。

先ほど町長からもご答弁申し上げましたけれども、この事業の基本的なお礼としては伴行費ということで500円を設定してございます。

それで、5月に説明会を実施して皆様にお知らせした際に、社協のほうでつくったこのパンフレットでございますけれども、その中で、想定として、例えばの話なんですけれども、休日の午後7時、奥多摩病院に、町内で奥多摩病院に急遽かかった場合にどのぐらいかかるのかということで、遠いところで往復で25分ずつ50分、持ち時間が1時間ということで計算しますと、2,600円。プラス、車を使うということの保険料として50円を加算していただき、2,650円というシミュレーションをしているところでございます。

先ほど、議員のほうからお話のございましたように、町外に行った場合は、医療機関によってはかなり長時間に待ち時間があるので、その部分の待機時間を含めると高額になってしまうというお話ございました。そのことにつきましては、町長からも、例えば片道だけの利用でもいいのではないかというようなお話もさせていただきましたけれども、今後、この利用者様、あるいは協力会員様との相互の信頼関係等も必要だと思いますが、徐々にこの工夫をしていただきながら、例えば協会会員様が自分がやはり同じような用事があって行く際に、一緒にご搭乗していただいて、その際に病院に送っていくと。待っている間には別の用事を済ませるというようなことも、場合によってはあるかと思っておりますけれども、そういう際にお話し合いで、その間は別に自分の用事を済ませているので、場合によっては、要らないですよというようなこともあるかもしれませんので、そういうことで、利用していきながらさまざまな工夫をしていただきたいというふうに、ご答弁を町長のほうからさせていただいたところでございます。

私どもで、これは、事業立ち上げの際に想定をいたしましたのは、やはり交通の便が不便な、例えば小河内地域ですとか、そういったところの利用者さんがあるのではないかと、いうことを想定をしておりましたが、一応全部の自治会に利用会員は登録をいただいております。ただ、この8月末までに小河内地域ですと利用される方がいないという状況です。

この理由として、先ほど町長からお話がありましたように、峰谷地域、あるいは川野、留浦、原地域につきましては、町の外出支援サービスを使って、特に峰谷地域につきましては、奥、峰地区はくだりにあります峰谷診療所への送迎もやっております。そこでの利用者さんがかなり多いのかなと。あまり町外の医療機関に行っているケースがあまりなかったのかなというふうなことをわかりました。

ですから、外出支援サービスはもちろんこれからも充実をしていくつもりでありますし、町立の奥多摩病院の利用を積極的に支援をしていくということでございますので、いろいろ先ほど申し上げましたが、これからのこの事業につきましての利用者様あるいは会員様の両方の工夫をお願いするということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。

以上で、3番高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、1番石田芳英議員。

〔1番 石田 芳英君 登壇〕

○1番（石田 芳英君） 私からは、1項目、「天体観測」の地域拠点としての町おこしを！ということで、ご質問させていただきます。

奥多摩町は東京都の中にあっても星空がきれいな町として一部では有名であり、星空を見に来町し、ダム駐車場などで寝そべて観測している人々が多いと言われています。

星空を観測するには、第一に空気がきれいであり、周りに電灯のない暗やみが必要とされ、奥多摩町はその条件を備えている点、これは町の強みであり、天体観測を町おこしのきっかけにするべきだと考えます。しかしながら、現在、子供から大人まで楽しめる天体観測の施設もなく、人的サポートやPR等もない状態であり、町の持っている強みや特性が生かされていない状態ではないでしょうか。

前回の一般質問で、地域拠点の必要性と人材などの集中を述べさせていただきました。今回、具体的にこの天体観測という点にスポットをあて、地域拠点の創出に関しお伺いしたいと思います。

また、教育面からも学校教育での活用や教育の場の提供といういろいろな可能性が出てくると考えられます。これに関し、岡山県井原市美星町の取り組みなどは大変参考になる事例かなと思います。

以上を踏まえまして、以下、ご質問させていただきます。

①天体観測をきっかけとした町おこしの有効性について、お考えをお伺いいたします。

②天体観測の地域拠点の創出について（建物や広場、天体望遠鏡の設置）等について、お伺いいたします。

③天体観測インストラクター等の人材の育成について、お考えをお伺いいたします。

人口減少等を含めた喫緊な課題に対しまして、中長期的な抜本的な対策が必要でありま

す。それには、町の強みを生かした、そして選択肢のある政策展開が必要であると痛感します。上記3点につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 1番石田芳英議員の一般質問にお答え申し上げます。

当町では、昭和30年に1町2村が合併して誕生して以来、観光立町を標榜してまいりました。観光の町として、観光産業の振興はもとより、まちおこしにも取り組んでまいりました。町に訪れる観光客は、森林や美しい溪谷などを求め、また、体験活動等を通じて、人と自然に癒やされることを目的に、毎年多くの方々にお越しいただいております。

町に訪れる観光客はここ数年増加しておりますが、この要因として、これまでに取り組んできた観光用駐車場の整備や、観光公衆トイレなどのハード事業、そして、観光客誘致のための各種観光イベントの開催や、特色のある観光パンフレット「山里歩き絵図」、あるいは奥多摩の四季を掲載した卓上カレンダーなどのソフト事業が、徐々に成果にあらわれていること、また、これから町の観光の柱として推進してまいりました森林セラピー事業は、世の中から注目を集めるようになり、癒やしの町としての知名度を向上させたことなどが観光客の増加につながったと考えております。

ご質問の1点目の、天体観測をきっかけとしたまちおこしの有効性についてでございますが、既に森林セラピー事業では、天体観測を「星空浴」と称して実施しており、平成21年のグランドオープン以来、宿泊ツアーのナイトプログラムとして、平成25年度までに延べ109回1,435名の方が参加され、アンケート調査でも90%以上の方々がよくないと回答しております。大変好評をいただいているイベントでございます。

また、これ以外にも、奥多摩都民の森では、平成5年の開設以来、宿泊を伴うイベント参加者を対象に星空観察を実施しており、昨年は100名の方々が参加しており、山のふるさと村においても、平成3年からスターウォッチングとして実施しており、参加者から毎回好評をいただいているところでございます。

このように、町では古くからを星空がきれいな町としてPRしており、町の観光施設では20年以上も前から星空観測を数多く取り入れ、まちおこしのツールとして活用しており、その結果から見ても、星空観測は大変有効であるというふうに考えております。

きれいな星空が見える条件は、空気が澄んでいること、人工の光がないこととされております。当町は天体観測には適した場所であると言えますし、青梅天文同好会の会長でもあります日置努氏らが町内に設置した奥多摩観測所で、1990年に小惑星を発見し、その小惑星を「奥多摩」と命名したという事実もございます。観光客が少ない冬季は空気が澄み、

晴天が多いことから、非常に適したプログラムであり、今後も引き続き実施してまいりたいと思っております。

次に、2点目のご質問の、天体観測の地域拠点の創設についてであります。国立千葉大学のご協力をいただき整備いたしました、香りの道「登記トレイル」は、世界初の森林セラピー専用ロードであり、そのコンセプトは「森のリビングルーム」でございます。登記トレイルは、単にウォーキングをするだけではなく、ヨガなどさまざまなプログラムを行う機能を有するほか、座って眺望を楽しむためのベンチ等が数多く設置されております。

このうち、眺望の広場に設置しましたベンチは、空の眺望を楽しむために設置されたもので、星空浴は場所で実施をしております。ベンチの背面の角度はプラネタリウムの椅子と同じような角度となっており、首や腰への負担がなく、座って星を見られることから、高い評価をいただいているところでございます。

また、天体望遠鏡につきましては、一般財団法人おくたま地域振興財団では、305ミリの反射式天体望遠鏡など3台を保有し、また、奥多摩都民の森山のふるさと村につきましても、100ミリの屈折式天体望遠鏡を保有しております。

このように、町では既に天体観測の拠点を設置して、観光振興、まちおこしに役立てており、現時点において、この施設あるいは機材等を積極的に利用しながら、この問題について取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、3点目のご質問の、天体観測インストラクター等の人材の育成についてですが、現在森林セラピー事業で行っております星空浴の開設は、以前、青梅市にございましたプラネタリウムの初代解説員であった森澤氏を初め、青梅天文同好会の方々や、世界有数のプラネタリウム製作会社であります株式会社五藤光学研究所の研究者の方など、高い天文知識を有する方々に講師をお願いし、実施しているところでございます。

山のふるさと村、奥多摩都民の森におきましても、天文知識のある方々に講師をお願いし実施しているところであり、今後の人材育成につきましては、引き続き、これら高い天文知識を有する方々に解説をお願いするとともに、森林セラピーのガイドであります森林セラピーアシスターや、財団職員、観光ガイド等にも、将来的には星空の解説ができる人材を育成していきたいと考えております。

星座に関する学校教育での取り組み状況につきましては、教育課程において、小学校では4年生が星によって明るさや色に違いがあること、星座は季節や時刻によって位置が変わることなどを学習しており、中学校でも、3年生が惑星及び恒星の特徴を学習しております。

古里小学校では多摩六都科学館で、氷川小学校では東大和市立郷土博物館で、それぞれプラネタリウムの見学を行い、星や星座、宇宙についての関心を高めております。学校の屋上では、肉眼や天体望遠鏡、星座早見盤を使った観察を、担任の先生の解説により、保護者の方々も交え実施しており、星空のきれいな町として、町の施設や教育の場を含め、全町的に継続的に行っているところでございます。

議員からは、人口減少等を含め、喫緊の課題に対し、中長期的な抜本的な対策が必要であり、それには町の強みを生かした、そして選択肢のある政策転換が必要であるとのご意見ですが、私は町長に就任して以来、一貫して、子ども・子育て、若者定住化を町の喫緊の課題として位置づけ取り組んでまいりました。その対策として、通学定期券の助成、高校生までの医療費助成、学校給食費の無料化など、町独自の14項目にわたる子ども・子育て支援、若者定住化支援を行い、また、ハード事業として、棚沢、栃久保、長畑、川井の4地区に若者定住化のための宅地分譲を行い、海沢地区において、低家賃の若者住宅を9棟建設してまいりました。

このような小さな町の限られた財源の中で、少しずつではありますが、若者が定住化する条件を整えることで若者が増え、子供が増えることで地域が活性化し、このことにより高齢者の見守りができ、消防団員の確保等にもつながるものと考えております。

星空がきれいな町、だけでは若者定住化は難しいと思われまので、今後も1人でも多くの若者がこの豊かな自然環境の中で子育てができるよう、引き続き、子ども・子育て、若者定住化支援を、さらに拡大、拡充してまいる考えであります。町内における若者定住化のための宅地造成、並びに若者住宅の建設を今後推進してまいりたいと思っております。

全国には、議員がおっしゃるように、それぞれいろんな意味で特徴を持ち、全国的に有名になったところがあります。しかし、その有名になった地域の過去のいきさつをいろいろ調べてみますと、一朝すぐになったわけではなく、いろんな意味で努力をし、10年あるいは15年という努力の結果、全国的なレベルにその問題が発展してきているというふうに私は思っております。

したがって、この星空観察につきましても、山のふるさと村、体験の森、森林セラピー事業等を通じながら、地道に、着実に、一つ一つ積み重ねていくことによって、必ずや多くの人たちに知っていただく時期が来るというふうに思っておりますので、今後とも地道にこの政策、あるいは活動を続け、必ずや多くの人たちに理解をいただくよう努力してまいりたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

1点、再質問をお願いしたいと思うんですけども、今まで天体観測につきまして頑張っ
てやられてということで、今後ともお願いしたいと思います。

3点目の中の、一応、人材の育成というところなんですけども、外部の専門家の方を活
用されているというようなお話でしたけども、ぜひとも町内には天体観測のスペシャリス
トとかいろいろ研究されている方もいらっしゃいますので、また広い意味でいろんなスペ
シャリストもいらっしゃいますので、このような町内の方々の活用とか活躍をお願いして、
まちおこしにつながっていくのではないかなというふうに思いますので、この点につきま
して、お考えがあるようでしたら、お願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1番石田芳英議員の再質問にお答えをさせていただき
たいと思います。

星空関係のインストラクターにつきましては、先ほど町長のほうからご答弁させていた
だいたとおり、現在は非常に知識の高い方をお願いをしているところです。これは1点と
しまして、まず宿泊ツアー、宿泊事業でご契約をいただいているのは東京都の教職員の方々
であったりとか、あるいは定期ツアーで実施する場合につきましては、天文の特異日、例
えば、しし座流星群ですとかペルセウス座流星群、こういったものを見ようというような
ことで実施しております。そのようなことから、星空について、天文について、かなり知
識レベルの高い方が非常に多くお見えになっていただいているという状況でございます。

そういった中で、町内の方、例えば、この3月いっぱい終わりましたが、町の職員で
あった堀口さん、こういった方も、山のふるさと村ですとか都民の森、あるいは森林セラ
ピー事業の中でも星空の解説をしていただくこともございます。

ただ、今申し上げましたように、非常に、星空といいましても、時間、季節によって位
置関係が変わってきたり、また、非常に星は多くございます。そういったことで、まずは、
星のことを、天文のことを覚えるには非常に時間がかかるということが1点ございます。

また、星空については、ただ単に星座を知っているだけで済むものではなくて、星座の
由来に多くなっておりますギリシア神話ですとか、日本ですと竹取物語ですとか、中国で
すと牽牛と彦星、あ、ごめんなさい、織姫と牽牛のお話ですとか、あるいは雑学的な部分
で言いますと、今、Jリーグのチームで、仙台に本拠地を置くチーム、ここは七夕が有名
ですが、例えばおりひめ星、これはこと座のベガという名前が一般的な名前です。ひこぼ
しのほうはわし座のアルタイルという名前ですが、このベガとアルタイルをくっつけまし

で、「ベガルタ仙台」という名前にしているという、そんな雑学まで非常に必要になってきますし、また、質問されるレベルも非常に高いものがございますので、今後、そういった町内の方、いる方にご協力を当然いただきながら、時間をかけて少しずつ少しずつ知識を蓄えて、お客様が満足できるガイドができるようなレベルになった時点で、町内の方にもやっていただくというような方向で、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、1番石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時20分から再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番師岡伸公委員。

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） はい。7番師岡です。

2点、質問をいたします。

初めに、認知症対策について。65歳以上の10%は認知症と言われております。高齢化が進む我が町の65歳以上の人口を考える時、認知症の可能性のある人数は少なくありません。そのうち何人が認知症診断を受け、また、治療を施しているのでしょうか。年を取ればこんなもの、忘れっぽくなった。だけど毎日を過ごされる高齢者世帯は奥多摩町で何軒あるのでしょうか。重い症状になる前に、多額の介護費を使う前に、対策を講じたいものです。

群馬県高崎市では、通院している医療機関で認知症の診断を仰ぎ、早目の処方を行い、進行を穏やかにして在宅でより長く家族生活を送れる実践をし、介護費の負担軽減にもつながっているそうです。しかし、これにもかかりつけ医師の協力が不可欠です。東京都でも、以上のような見地から、認知症サポート医・かかりつけ医認知症対応力向上研修を行っています。

一方で、認知症患者とその家族の考え方も重要な要素となります。現状を受け入れるこ

とには勇気が要り、現実には認めたがらない、また、そのまま生活を送り、診察を受けたから実情が見られます。このような現状から、財政全体を考える上でも介護・医療の費用軽減に努める予防が必要となります。

また、認知症になった患者への対策も興味深い実例があります。認知症ケア「ユマニチュード (Humanitude)」です。じっくりと患者に向き合う、患者の不安を取り除く、患者との人間関係をつくる手法が 150 もあるそうです。今、東京医療センターではこの研修会を病院・施設関係者を優先して行うといるそうです。

以上のことから、以下についてご質問をいたします。

1 つ目、奥多摩病院における認知症対応の現状はいかがでしょうか。

2 つ目、西多摩地域・都内のサポート医との連携は。

3 つ目、一定の年齢を超えた町民への認知症簡易検査などの実施予定は。

4 つ目、町の病院、施設職員へのユマニチュード等研修会への参加奨励は。

以上、認証対策については、4 項目についてご答弁をお願いいたします。

続きまして、2 点目、中学校統合後の放課後対策と奥多摩の教育について、お伺いをいたします。

平成 27 年 4 月に奥多摩中学が開校されます。校名は決定されましたが、校歌・校章・制服、通学方法、学校運営・教育計画、PTA 組織運営、また、根幹である目指す生徒像も鋭意協議をされていることと思います。特に広範囲である通学区域が現実となり、生徒自身の時間の使い方にも工夫が必要となります。現在、団体競技における対外試合の実施が厳しい部活動ですが、統合後は今よりも活発な放課後が期待されます。

3 年前、中学校の部活動を見学したときのことで。キャプテンが顧問のところに出向き、早退の旨を伝えました。何か急用でもできたのかと思いましたが、それは学習塾に通うため、校門付近には母親の出迎えの車がありました。統合後の長い下校時間は、学習塾へ通う生徒には厳しい環境となります。現在、中学校現場では主要教科のみならず、全般にわたっての補習授業、休暇中の講習など学習塾の必要性がないくらい、微に入り細に入りご指導をいただいています。しかし、精いっぱい部活動の励み、なおかつ通塾への時間も取ってあげたいという保護者のニーズ、そして生徒の希望もあるかもしれません。中学校統合後の放課後対策、通塾の必要性のない環境づくりが必要ではないかと考え、以下について質問をいたします。

1 つ目、公教育と学習塾の連携は考えられるか。

2 つ目、学習塾への町内施設貸与は可能か。

3つ目、反転教育など新しい教育が現在展開されつつあります。奥多摩で受ける教育の価値を高め、一日を学校中心に、奥多摩を中心に生活できる、そのための奥多摩の教育、統合後の教育について、ぜひ、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、これから申し上げるのは1つの事例として聞いていただきたいと思います。佐賀県武雄市の事例です。武雄市は学習塾のノウハウを公教育に導入する、新たな官民一体型の小学校をやはり来年4月に創設すると発表しています。武雄市は全国学力テストの学校別成績を独自に公表していることで知られますが、今回の取り組みも注目を集めています。

樋渡市長は、子どもたちが世界一したいと思う小学校つくるというふうに話しています。官民一体型の小学校創設が理数的な思考力の育成や言語活動の充実を図り、自立した魅力ある大人に育てるのが狙いだそうです。武雄市と提携するのはさいたま市の学習塾で、その理由について、受験勉強や進学指導と一線を画しており、生き抜く力を育てるという教育ビジョンが共有できたというふうに話しています。この夏には市内の小学校を指定校にして、塾講師による授業を展開しながら、新しい具体的なカリキュラムを開発しました。

市内各地の希望を募った上で実施校を決め、来年4月に創設する方針です。児童は実施校区への居住を条件に、全国から募集するとのこと。樋渡市長は定住を促進し、過疎対策にもなると期待していると話しています。しかしこの事例はある意味相当なリスクも抱えると私自身は感じます。これからの時代を象徴する動きのように感じました。

それでは、認知症対策と中学校統合後の放課後対策と奥多摩教育について、よろしくお願いたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 7番師岡伸公議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の1点目の認知症対策についてですが、平成26年8月1日現在、町の高齢化率は45.9%でございます。施設等への入所者を除く在宅の方の高齢化率は、約40%になります。一方、在宅高齢者で65歳以上の単身世帯は510世帯、そのうち75歳以上の世帯を見ると、323世帯であります。

一般に、高齢者に限らず、認知機能が衰える原因の1つに、他者とのコミュニケーションが不足することがあると言われておりますが、当町においても、単身高齢者で、ほとんど毎日誰とも話をしないで過ごす方も多いのではないのでしょうか。

認知症は一般的に、ご本人に病気に対する意識がないというのが大きな特徴で、ご家族やご近所の方、民生・児童委員さん等が同行して来院される場合が多く、症状的には不定

愁訴と言われ、頭が痛い、頭が重い、おなかが痛い、倦怠、全身倦怠、疲労感など、捉えどころない訴えをする方が多く、検査をしても身体的な異常は見つからないことがほとんどであるというふうに言われております。

また、認知症には、物忘れに代表される中核症状のほかに、周辺症状という、人に攻撃的になる、鬱病があらわれる、閉じこもりになるものなどがあります。平成 21 年から平成 24 年にかけて、厚生労働省研究班が茨城県つくば市など 8 市町村で選んだ高齢者 5,386 人分の調整データを使い、国立社会保障人口問題研究所による平成 24 年の高齢者人口に、この認知症の有病率を当てはめて推計した結果、65 歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計で 15%に上り、認知機能が年齢相応のレベルより低下している軽度認知障害と呼ばれる予備軍が、全国に 400 万人いることも判明いたしました。

この調査は昭和 60 年にも行われましたが、当時より高齢化も進み、認知症の把握がより正確になったことから、平均の有病率も 0.3%から 15%になったことや、認知症にかかるリスクの要因とされる糖尿病などの生活習慣病の人が増えたことも、この背景にあると思われる。

年齢階層別に見ますと、74 歳まで数パーセントの有病率は、年齢とともに上がり、85 歳以上では 40%を超え、多くの年齢層で女性のほうが高い傾向があります。また、認知機能の低下はあるが日常生活は送れる軽度認知障害の方の人は、65 歳から 69 歳まで 8.4%ですが、やはり年齢とともに増え、80 歳から 84 歳では 22.9%に上っております。こうした方々が、医療機関などで適切なケアを受けずに放置すれば、5 年後には半数の人が認知症に進むという報告もあり、この段階からの早期の対策が必要とされております。

こうした調査結果を町の現況に当てはめると、在宅高齢者 2,224 人のうち、15%に当たる 334 人が認知であり、さらに予備軍である軽度認知障害の人もさらに多いと思われれます。こうした現況を踏まえ、町の基幹病院である奥多摩病院の診療について申し上げます。

奥多摩病院は、現在、月曜日から金曜日の午前中、及び月曜日、火曜日、金曜日の午後は予約制により診療を行っており、平成 25 年度の外来患者数の実績は、年間延べ 1 万 3,930 人で、1 日平均 54 人、また、医師が患者さんのお宅を定期的に訪問する訪問診療の件数が 214 件、医師の指示で看護師が訪問する訪問看護の件数が 1,256 件となっております。これらの患者さんの 9 割以上は高齢者という状況にありますが、ご自身が認知症と訴えて受診される方はまずいらっしゃいません。

ご質問の 1 点目の、奥多摩病院における認知症対応の現況は、であります。奥多摩病院では認知症を疑った患者さんに対して、長谷川式簡易認知症スケールという方法による

認知症の検査を行うとともに、採血やCT検査なども行い、これらの結果や経過をもとに診断を行い、必要な薬を処方します。また、周辺状況が激しく、奥多摩病院での医療的な対応が困難な場合には、青梅市立総合病院の精神科や、認知症疾患医療センターに指定されている青梅成木台病院に代表される専門病院への外来診療や、入院治療を紹介するなどの連携を図っております。

奥多摩病院の現況の看護体制では、認知症の治療目的での入院対応は困難な場合もあり、他の専門病院との連携により今後も対応していきたいと考えております。また、身体の疾患があり認知症を合併している患者さんの入院の場合、危険行動等によりご家族とその対応についてご相談させていただいている場合もございます。また、在宅の認知症の患者さんに対しては、訪問診療や訪問看護を行っていますが、訪問看護においては、内服薬をわかりやすくセットするなどの内服薬管理、バイタルサインの測定などにより、異常の早期発見に努めるなど、自宅での生活状況をよく観察することで、早い時期に必要なサービスにつなげられるよう努めております。

いずれにいたしましても、認知症の高齢者の方には社会的サポートが重要であり、それにはご家族をサポートするご近所の方、民生・児童委員の方々、また、それらを支える保健師、ケアマネジャー、訪問看護師などによる連携が必要と考えますので、引き続き連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目の、西多摩地域・都内のサポート医との連携は、についてですが、認知症サポート医は認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医の助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことであり、こうした医師を養成するため、都道府県等が実施主体となり、認知症サポート医養成研修が行われております。

認知症サポート医の役割としては、次の3点が掲げられております。1点目は、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他のサポート医との連携体制を構築すること。2点目は、東京都医師会及び各地区医師会と地域包括支援センターとの連携づくりに協力すること。3点目は、東京都医師会及び各地区医師会を単位とした、かかりつけ医療を対象とした認知対応力の向上を図るため、研修の企画立案及び講師となること。このような研修を受講された医師については、公表することの同意を得た上で、東京都のホームページに名簿が公表されておりますが、西多摩の8市町村では、檜原村と奥多摩町には、サポート医の研修終了者として公表されている医師を及び医療機関はございません。

さて、ご質問のサポート医との連携についてですが、奥多摩病院としては、先ほど申し上げましたとおり、既に青梅市立総合病院精神科や、認知症疾患医療センターに指定されている青梅成木台病院と連携を図っているところであり、どちらの医療機関にもこの認知症サポート医の研修を受講された医師がおりますので、さらなる連携の強化を図ってまいりたいと考えております。今後は、これらの医療機関以外のサポート医の先生方とも、必要に応じて連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目の、一定の年齢を超えた町民の認知症簡易検査などの実施は、についてですが、長谷川式簡易認知症スケールという検査では、30点を満点とし、20点以下の場合が認知症の疑いがあると判定されるものであり、その境目にある方の対応をどうしていくかも含め、検査の結果をどのように生かすか、診療につなげるかなどのサポート体制づくりが必要であり、そうした体制づくりが十分でない現況のまま、検査のみを先行して実施することは問題があると考えておりますので、サポート体制づくりとあわせて検査の実施について検討してまいりたいと思っております。

次に、ご質問の4点目の、町の病院・施設職員へのユマニチュード等研修会の参加奨励は、についてですが、マニチュードとは、体育学を専攻する2人のフランス人によって作り上げられ、35年の歴史を持つ知覚、感情、言語による包括的なコミュニケーションに基づいたケア技法であり、日本への導入は、平成23年10月に国立病院機構東京医療センターの総合内科の医師がフランスの研究所を訪問したことは発端となったとのことでございます。

その後、平成24年にフランスから講師を招き、国立病院機構東京医療センターでの講演と、日本人患者へのケアの実践が実現し、以降、東京医療センターを中心に、研修会が継続的に開催され始め、本年1月までに研修を受けた看護師は、国立病院機構東京医療センターの職員のほか、立国際医療研究センター、東京都健康長寿医療センター、国立長寿医療研究センター、東京都看護協会など、多くの病院から、看護、介護にかかわる職員が参加しているようでございます。

こうした研究に対して、奥多摩病院では現時点では参加していませんが、まず、ユマニチュードに関する書籍を購入し、院内での勉強会を開催し、ユマニチュードへの理解を深めるとともに、奥多摩病院における看護業務にどう生かせるかなど研究した上、必要に応じてユマニチュード研修への参加について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後ますます認知症への対応が、高齢者の医療、介護の分野で最重点課題となっていくことは間違いないと思われまます。幸いのこと、この4月から、

奥多摩病院に、井上仁院長、井上大輔医長の、自治大学卒業生の総合医療の若い医師2人を迎えることができました。地域医療への取り組みに対しても大変熱心でありますので、これからも町民皆さんが安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉のさらなる連携を深めるとともに、地域医療に取り組んでまいる所存でありますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

今申し上げましたように、地域医療をやっているのは、大学では自治医科大学と防衛医科大学だけでございます。その自治医科大学を修了し、僻地である島、あるいは檜原、奥多摩の研修を終えて、井上仁先生については、もうキャリアを積まれて、この4月に奥多摩病院の院長として招聘をさせていただきました。今、院長自身も、試行錯誤しながら、いろんな意味で悩んでいるところもございますけれども、この間も30分ほど、町長自身が町の医療についてどう考えていくのか、また、院長自身が、今まで、この勤務した中で、将来、町の医療をしたいというような意見交換をさせていただきました。

そういう中では、認知症の問題、また、みとりの問題、在宅の看護の問題、医療の問題等を交わしていただきながら、機会があるごとに、今後とも院長とは、お互いに考えている問題を共有しながら、ご提案をいただいているような認知症問題にも積極的に取り組んでいただくようにしていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の、学校の統合等の問題につきましては、これにつきましては教育委員会の所管でございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 教育長。

○教育長（栃元 誠君） 7番師岡伸公議員の、中学校統合後の放課後対策と奥多摩の教育についての一般質問にお答え申し上げます。

平成27年4月に統合新設校として開校する奥多摩町立奥多摩中学校につきましては、その開校に向け、現在、各種準備作業を進めているところでございます。現在の進捗状況ですが、校歌につきましては小学校6年生と、中学生1年生、2年生から、校歌の歌詞のフレーズを募集し、そのフレーズをもとに、古里、氷川両中学校の3年生の代表で組織します委員会で、歌詞の案を作成したところでございます。今後は、統合準備議委員会に、この歌詞の案を図り、歌詞が決定した後に、中学校の音楽科の先生に作曲を依頼し、完成する予定となっております。

制服につきましては、PTAの女性の役員で組織します制服選定委員で、現在の古里中学校、氷川中学校の制服を扱う2社の業者からそれぞれ3点ずつ、計6点の制服候補を選んでいただき、8月19日から24日まで文化会館に展示し、小学生と中学1年生、2年生

の児童生徒をお持ちのご家庭から投票をしていただき、奥多摩中学校の新たな制服を決定したところでございます。

校章につきましては、町内在住、在勤の、小学生以上の方から広く募集したところですが、91点の応募があり、今後、学校名・校歌・校章等検討部会におきまして数点に絞り、それをデザイン化したものを統合準備委員会に諮り、決定する予定でございます。

通学方法につきましては、7月末までに4回の部会を行い、スクールバスの導入も検討しましたが、現在の公共交通機関である西東京バスを増便及び延伸することで、中学生のみならず小学生や町民の方、さらには観光客の交通の便にも改良されることから、保護者の皆様のご了解をいただき、この方法で決定をすることとなりました。これにより、統合後の大丹波方面で、一番遠距離となる中学校前から清東橋までの所要時間は約31分となります。また、お昼の12時以降18時台までは、1時間に1本、大丹波方面行きのバスが確保され、部活動や補習授業、また、4時間や5時間授業等の変則的な時程にも対応できるようになることから、生徒一人一人の状況に合った有効な放課後活動が期待できるものでございます。

奥多摩中学校の教育目標につきましては、保護者の皆さんより、こんな学校になってもらいたい、こんな子どもに育ててもらいたい、という目指す生徒像についてのご意見をいただき、両校の校長先生を中心に4つの案を作成し、統合準備委員会に諮った結果、「郷土を大切にし、21世紀をたくましく生きる生徒の育成を目指し、校訓「協働」、ともに学び、考え、実行する」に決定いたしました。今後はこの教育目標の決定を受け、教育課程、教育内容、学校行事、部活動等について検討してまいります。

また、保護者の皆さんには、奥多摩中学校で実施してもらいたい学校行事、部活動、その他教育活動について、希望されることをアンケート調査を実施するとともに、8月22日には、文化会館視聴覚室におきまして、この内容について、保護者、学校関係者、教育委員会との間で意見交換も実施しており、さまざまなご意見を頂戴したことから、奥多摩小学校で取り上げられることにつきましては、実施する方向で検討をしております。

以上、長くなりましたが、中学統合に向けた現在の進捗状況でございました。

さて、1点目のご質問、公教育との学習塾の連携は考えられるのか、についてでございます。現在の学習塾に通う児童、生徒の状況ですが、各学校を通じての確認のため正確な数字は把握できていませんが、夏期講座のみの通塾を含め、古里中学校では約20名、氷川中学校では五、六名が、青梅市内の学習塾に通っているようでございます。

また、小学校では、古里駅前の旧古里出張所で町内の方が開設しております「公文学習

塾」に、古里小学校で約 20 名、氷川小学校で約 10 名程度が通っていて、これらの塾へ通う目的でございますけれども、中学生では進学に向けての学習であり、小学生では学習したことの不十分な部分を補うためと思われまます。

一方で、現在、各小中学校の先生方にご理解をいただき実施をしている児童、生徒を対象にした補習授業の状況でございます。中学校では、両校とも、国語、数学、英語、理科、社会の 5 教科について、特に夏季休業期間中に各学年とも 30 時間以上の補習授業を行っております。この 5 教科で実施されている内容は都立高校の入試対策に向けたものとなっておりますが、他市町村でも、理科、社会にまで広げて補習授業を行っている学校は少ないと聞いております。さらに、学期中におきましても、朝学習や放課後の部活動の合間を使い、各教科で、授業中の学習やテスト等で理解が不十分な生徒への指導を随時行うとともに、漢字検定、英語検定の取り組みに向けた対策もしっかりと行っております。

また、小学校におきましても、習熟が不十分な計算や漢字、理解が不十分な科目について、夏季、冬季の休業中、学期中を通して、必要に応じて補習授業を行っており、各小中学校の先生方の自主的な取り組みにより、手厚い補習授業を行っていただいているところでございます。

また、家庭学習の重要性も取り上げており、全ての学校で工夫を凝らして家庭学習の手引きや、家庭学習ノートなどを配布するなど、家庭での学習時間や、教科など、各自がその取り組み状況を日々記入をし、毎日担任の先生に提出をして、先生はコメントをつけて返却するなど、基礎的、基本的な知識や技能の習得につなげているところでございます。

これら、各学校の熱心な取り組みもあり、町の生徒の希望する高校の進学率は毎年ほぼ 100%という状況であり、相当高いレベルの学校への進学を希望する以外は、学習塾の必要性は少ないのではないかと考えるところでございます。

なお、本年 4 月 22 日に実施しました全国学力・学習状況調査の結果が、文部科学省よりこの 8 月 25 日に発表されましたが、町の中学校については、国語、数学とも全国及び東京都の平均を大きく上回っており、この結果からも確かな学力の定着が確認できたところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように青梅市内の学習塾に通う中学校の生徒は、夏期講座のみの通塾を含めると全生徒の約 30%となる現状であることから、公教育と学習塾の連携を考えることは必要であるかと思えます。特に、町から何らかの形で、塾経営を応援する公費支援型の学習塾の場合では、学校側と学習塾側との役割分担を明確にして、学習塾の指導内容も学校の授業の延長線上にあるのではなく、より高度な指導を行えるよ

うなカリキュラムが組まれることが必要であると考えます。

次に、2点目のご質問の、学習塾への町内施設で貸与は可能か、についてでございます。こちら、先ほど申し上げましたが、既に旧古里出張所2階で開設しております公文学習塾では、施設使用料として月1万5,000円をいただき、これ以外に電気料の実費についても塾側で負担していただいているところでございます。

学習塾に通いたいという意志があるにもかかわらず、地理的に不利なことから塾に通うことができない児童、生徒がいるとしたら、これは教育格差にもつながることから、条件面はともかくとして、町で塾経営を行いたいという学習塾があれば、文化会館、福祉会館、あるいはまだ跡地利用が決まっていない古里中学校の校舎等の公共施設の貸与は可能と考えるところでございます。

最後に、3点目のご質問の、奥多摩で受ける教育の価値を高め、1日を学校中心に、奥多摩を中心に生活できる、そのための奥多摩の教育、統合後の教育について、でございます。今、町では、児童、生徒の適切な成長を促す質の高い奥多摩教育を推進するために、さまざまな施策に取り組んでいますが、新たな取り組みの1つとして、議員のおっしゃる反転教育の導入がでございます。

反転教育とはICTなどを活用し、授業と宿題の役割を反転を発展させる授業形態をいいます。通常は、授業中、生徒に講義を行い知識を伝達し、授業外で授業内容の復習を行い学んだ知識の定着を促しますが、反転教育では、自宅で講義ビデオなどデジタル教材を使って学び、授業に先立って知識の習得を済ませ、教室では、講義のかわりに、学んだ知識の確認や討議、問題解決学習などの共同学習により学んだ知識を活用することで、知識の定着を促し、学習効果を向上させることが期待されるものです。

現在、各学校にタブレット端末を整備中ですが、統合後の奥多摩中学校で反転教育を導入していきたいと考えております。この施策も取り入れることで、学習塾とは違った家庭学習の充実につながると考えております。さらに、統合後の奥多摩中学校に、年次計画により、学校運営の基本方針、教員の任用等について、保護者や地域住民も交え協議することのできるコミュニティ・スクール制度を導入し、地域と学校のさらなる連携を図り、地域とともにある学校づくりを目指していきたいと考えております。

また、既に実施しているところですが、少人数教員加配による、国語、算数、数学の習熟度別少人数学級による授業の実施、社会科見学、移動教室、宿泊体験教室、修学旅行等の学校行事に対する保護者負担の軽減を図るための補助授業、町の教育に熱心に取り組む教員を西多摩公募によりを確保するなど、これまで取り組んできた施策をさらに充実させ

るとともに、これから、恵まれた奥多摩の教育を町内外に発信しPRしていくことが、議員のおっしゃる通塾の必要性のない環境づくりにつながっていくものと考えております。

○議長（前田 悦男君） 師岡伸公議員、再質問。はい、どうぞ。

○7番（師岡 伸公君） ご答弁ありがとうございました。再質問を2点、お願いいたします。認知症対策で1点、学校教育で1点です。

認知症対策のところでは、現在、町内丹三郎にあります高齢者グループホーム「ハッピーメイク白寿」では、認知症の理解を深めるために、お茶を飲みながらだんらんを持つ会「ハッピーメイクカフェ」を定期的を開いております。利用者とその家族、町や施設職員のほかに、地域の住民皆さんも参加して、相互理解や情報交換をされています。事業所と行政、地域住民が一体となっていることが非常に好ましいことだと、参加して感じました。

また、先ほどご答弁いただきました医療機関の連携とともに、キャラバン・メイトの養成研修を受けられて、オレンジリングというその証なんですけども、それをお持ちの方も近隣にいらっしゃるように伺っております。このような方も含めて、今後、グループホームのような事業所だけでなく、広くこの認知症予防対策のために、また、認証対策のために、地域住民の理解、また協力を仰ぐ機会、場所を増やすことが大事であると思いますが、そのあたりをお聞かせいただきたいというのが1点です。

それから、2点目はこれからの学校運営のことです。20年4月から中学校は新しいスタートを切りますが、小学校においても、今後の少子化が続くようならば、さまざまな課題が待ち受けているのではないかというふうに思います。現実、来年小学校に入学する子弟においても、男女比の問題で悩んでいる保護者の方が現実にあります。このような事例に、どのような悩みにどのように対応していくのか、また、逆に少人数教育のよさをどのように説いていくのか。

奥多摩においては今まであるレベルの人数がおりましたからこそその悩みであると思いますが、最初から過疎地で複式学級を余儀なくされている地域などの、例えばよい事例なども踏まえれば、希望を持って学校生活を送ることも十分であるというふうに私は考えますが、そのあたりをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1つ、この質問をしているうちにちょっと頭に浮かんだんですけども、今回、福祉と教育のことをお話ししましたが、さっき教育長の答弁にもありましたように、古里中学区の跡地、広い駐車場、それからまだ改良されたテニスコートが、十分使える多機能施設だと思います。そういう福祉と教育のコラボレーションみたいな形での利用ももしかしたら考えられるのか、これはあくまで意見でございますので、ご答弁はいただ

かなくても結構でございますが、以上、2つの再質問、よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） お諮りします、会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

7番師岡伸公議員の一般質問、再質問の答弁から続けます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、7番師岡伸公議員の再質問の1点目、認知症キャラバン・メイトについてのご質問にお答え申し上げます。

今の師岡議員からのご質問のございましたように、今、認知機能が低下して起こるものを認知症というふうに皆さん呼んでおりますが、それ以前は、痴呆という言葉で言っておりました。しかしこの痴呆という言葉が侮蔑的であるとか、高齢者への尊厳を欠く表現であるとか、あるいはこの、今、認知症は病気であるということではなくて、痴呆というのはその実態を正確にあらわしていないということから、平成16年12月に正式に痴呆から認知症へというふうに呼称が変更されております。

その翌年の17年度から、この変更をきっかけに認知症を知り、地域をつくる10カ年ということで、厚生労働省が認知症サポートキャラバンというものを組織をいたしまして、全国的に、この認知症キャラバン・メイトを養成するという目的で、事業を実施しております。

このキャラバン・メイトでございますが、今申し上げましたように認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民の皆様に伝えると、そういう役割を持つ講師役としての役割がございます。キャラバン・メイトの養成には、専門的な機関で1日研修を受けていただくこととなりますが、まず、当町におきましては、当町といいますか市区町村におきましては、その下の認知症サポーターというものを養成することを、今、目標としております。

奥多摩町におきましても、過去に8回ほど認知症サポーター養成講座を開催をいたしまして、現在では169名の方のサポーターがいらっしゃいます。その認知症サポーターの養

成講座を受講いたしますと、先ほど議員さんからお話がありました、このオレンジリングというものがもらえます。認知症サポーターにつきましてはそのサポーター養成講座に出席していただいて、その対応方法ですとか正しい知識を聞いていただくだけで済むものですから、これからも積極的に私どもで養成講座を開いていきたいということで、今年度につきましては、自治会単位で開いて、開催をして、そこで出席をしていただきたいということで、この8月26日の自治委員会議で、この認知症サポーター養成講座を地域で行いませんかという呼びかけをいたしました。早速、川井の自治会におきまして、10月に、夜間に、夜7時から行いたいというお申し出がありましたので、ほかの自治会からも、その後、要請があるものと思っております。

先ほど申し上げましたが、キャラバン・メイトにつきましては、専門的な研修を受けるということですので、なかなか一般の方がということには難しいので、今現在、奥多摩町でキャラバン・メイトとして登録をいただいているのが10名でございます。内容としては、私どもの町の職員ですとか、社協の職員、地域包括センターの職員等が中心でございます。

もっとも、その認知症サポーターになられた方から養成研修を受けるということももちろん可能でございますので、その辺もあわせて今後周知をしていきたいなというふうに思っております。

それから、先ほど、議員さんからお話ございました丹三郎のハッピーメイクグループホームでやられていますハッピーメイクカフェでございますが、これまで、昨年11月から、9月で10回目となります。徐々に参加される方が増えているということで、これは、グループホームの地域の貢献活動の一環でやられていることで、またあわせて認知症についての知識を得ていただくという事業でございます。

この事業につきまして、町でも積極的に支援をしていくということで、地域包括支援センターの職員が毎回参加をしております。

また、その中で、認知症の患者さんといいますか、認知症にかかった方を持つ家族の方の家族会というものの立ち上げも支援をしていっております。家族会につきましては、今、2家族の方が家族会という形で、要するに今までの自分のご家庭を離れて、別の場所で同じ悩みを持つ者としていろんなことを語り合うということでございます。参加された方から、これまで家族が認知症になってから、一回も笑ったことがないとかというお話を聞きましたけれども、先月ですか、会議室とは別に食事をともにしたということもあって、そこでようやく笑いが出たというようなお話も聞いております。

家族会につきましてはおおむね毎月一回やりまして、今月で6回目になりますけれども、

徐々に参加者を増やしていきながら、なかなかこの家族会に参加するという事は、家族に認知症の患者がいるということを言っているものですから、なかなか言い出せないといえますか、言いたがらないというケースもあると思いますけれども、その認知症グループホームのカフェとか、そういう機会を通じて、認知症についての正しい知識を得ていただくことによりまして、家族会への参加もしやすくなるのではないかとこのように思っております。

今後も認知症サポーターの養成講座を通じて、地域の皆様に正しい知識を知っていただくということを心がけていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 師岡伸公議員の2点目のご質問、少子化の中の奥多摩の教育について、お答えをさせていただきます。

議員ご質問のように、来年度、古里、氷川小学校に入学する女子児童の数が極端に少なくなるということが見込まれたため、来年度小学校入学予定の女子児童を持つ4軒の保護者の皆さんと、教育長、学務係長ともども、面談する機会を設け、率直にどんな希望を持たれているのかということでご意見を伺いました。

結果といたしましては、さまざまな理由からどうしても町外に転出しなければならないというようなこともありまして、現段階では、来年度の女子児童の入学生につきましては、古里小学校に1名、氷川小学校に1名という予定となっております。

このような児童数が減少している中で、小学校入学に際し不安を抱えている保護者の方もいらっしゃると思っておりますので、福祉保健課とも連携し、小学校への就学予定の児童の状況を早目に把握し、教育委員会から保護者に対して就学相談を持ちかけるというようなことも必要ではないかと考えております。

また、保育園のご協力がいただければ、保育園の父母の会の総会のときなどにお時間をいただいて、学校長ともどもお邪魔をさせていただき、就学前の児童の保護者の皆様に、さまざまな奥多摩町の教育施策や教育費に係る保護者負担の軽減策、また、学校での少人数指導の方法、縦割り授業の方法、また、教育長の答弁にもございましたが、中学校での手厚い補習授業の状況、また、現在100%と言える高校進学率のことなどについてご説明をさせていただき、保護者の方と意見交換ができればというふうに考えております。

なお、ご質問の中に複式学級ということがございましたが、この複式学級となる基準でございまして、文部科学省、国のほうの基準では、2つの学年の児童生徒数の合計が16人以下、小学校1年生については8人以下というものを基準とし、各都道府県においてこ

の数を下回る数を設定することができるというふうになっております。東京都では、これを受けまして、2つの学年の児童数の合計を10人以下と定め、さらに、小学校1年生と6年生、それから中学校では、人数に関係なく、全て単一の学級とするというように定めております。東京都ではなるべく複式学級にならないような施策をとっているということでございます。

現在、中学校の統合を進めているところなのですが、教育委員会としましては、小学校では少人数のよさを生かして、一人一人の児童の個性や実態に合わせて、きめ細かい指導や支援を行う教育環境や、縦の学年のつながりを通して、互いに支え合う望ましい人間関係をつくるために、自分の住んでいる地域の中で学校生活が送れるように、学校運営等に支障がない限り、できるだけ現状での学校数の中で、質の高い奥多摩教育を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で、7番師岡伸公議員の一般質問は終わりました。

次に、5番杉村良一議員。

〔5番 杉村 良一君 登壇〕

○5番（杉村 良一君） 5番杉村です。

災害時宿泊設備つき避難所の設立について、お伺いいたします。

高齢化の進行に伴い、多くのひとり暮らしの高齢者が過疎地域も含めて散在して住まわれております。一般に在宅高齢者は自宅の自分の家で自立し、施設などへの入所は希望しないケースが多くございます。このため、町としても各種在宅高齢者支援を行っているところでございます。

しかしながら、ひとたび大災害に遭うと、特に過疎地域では生活道は遮断され孤立化されます。今冬の大雪では多くの地元ボランティアの人、町職員の多大な支援があり、救出されました。現在、各地域ごとに避難場所が設定され、適量の保存食が備蓄されております。しかし、この内容では短期間の一般人には適切でございますけれども、高齢者、身体障がい者には不十分であります。緊急避難所は簡易な宿泊設備を備え、復旧工事が長期化することも考えますと、中長期の滞在型の施設となるべきであります。また、災害警告発令時、孤立化する前に入所が必要であり、高齢者への事前の理解、協力も必要であります。

また、今冬の大雪では人工透析者の支援が大変だったと聞いております。川井地区でも透析患者を青梅総合病院へ連れて行かなければならないとの連絡を受け、隣人30名ほどで車道を2日ばかりで通れるようにいたしました。似たような話は町の各地で起こっていた

と聞いております。多くの町職員、隣人の労苦の下、透析が受けられたわけでございます。

次回災害時にはこのような問題を防ぐため、災害警告発令時、宿泊設備のある避難所に人工透析者全員が事前に集まってもらい、効率的に同時に多くの方が透析を受けられるようにすべきであります。国道 411 号線の閉鎖も考えられることから避難所は奥多摩の中でも青梅に近く、国道にもすぐ出られる場所でなければなりません。中学校の統合に伴い、古里中学校の施設跡地利用検討委員会が開かれていると聞いておりますけれども、古里中学校もその宿泊設備付きの避難所が候補者と考えられます。宿泊設備付きの避難所の設立につき、町長のご所見を伺います。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 5 番杉村良一議員の、災害時宿泊設備付き避難所の設置についての質問にお答え申し上げます。

初めに、町の高齢者の現況についてでございますけれども、この 8 月 1 日現在では、65 歳以上の単身世帯は 510 世帯、65 歳以上の 2 人世帯が 335 世帯、3 人以上の世帯が 12 世帯、合計 857 世帯でございます。さらに、このうち 75 歳以上の単身世帯を見ますと、町内に 323 世帯あり、各自治会に満遍なく所在しており、自治会の人口規模に比例する世帯数となっております。

こうした方々はもちろん日ごろはお元気で自立して生活をされているわけですが、通常とは大きく異なる自然災害に際しては、やはり何らかの支援が必要ではないかと思えます。特に今年 2 月の記録的な大雪災害の際には、高齢者にかかわらず、難病、特に多い方で 1 日置きに人工透析が必要な慢性腎不全の患者さんが、現在、町が把握しているだけで 27 名おります。この中には住所のみを町内において、日ごろは病院に入院している、あるいは町外の子どもの家に居住しているという方もおられますが、大半の皆さんが自宅で生活し、契約している医療機関の送迎車で透析を受けに行かれている状況でございます。

人工透析を必要とする方にとって、これら対応を受けられないということは、直接生死にかかわることですので、今回の大雪に際しては、町職員が公用車により送迎を実施いたしました。本来であれば、契約をしている医療機関が契約に基づき送迎を実施すべきところですが、ご承知のように、国道 411 号線については青梅市内の除雪がおくれ、ほぼ通行できない状況でありましたので、人命を最優先に考え、行政が 3 日間にわたって 13 名の方の送迎を行いました。

しかし、こうした自然災害でも、今回の大雪や台風、大雨による土砂災害等の場合は、

事前の予測が可能ですので、町としても常に最新の情報収集に努め、防災行政用無線を通じて、住民皆様に的確な情報をお知らせすることで、住民皆様に自主的に避難していただくことも可能であると考えております。

また、この9月7日に行いました町の防災訓練におきまして、再三申し上げましたのは、自助、共助、公助のうち、最も重要なものは、日ごろから、みずからの安全はみずから守るという自助の精神であるということでございます。災害の危険がある場合には、一人一人が安全を確認しながら行動し、その後、地域の人たちと協力をしながら安全を確保するという共助により、地域で身を守り公助につなげることが大切であるというふうと考えております。

そのため、町では町内の各自治会に自主防災組織の設置をお願いし、現在まで、21ある理事会のうち17の自治会に設置をしていただきました。今年度中に残りの自治会について、自主防災組織の立ち上げをお願いしているところでございます。

また、災害が発生した際には、地域の生活館を避難所としておりますが、この避難所の開設、運営について、当初は自主防災組織が中心となっていただくことになり、町ではこの自主防災組織の活動を支援するとともに、各地域の防災対策について意見を交換しながら、防災体制の拡充、強化を図りたいと考えております。

また、現在、高齢者、障害者といった生活弱者の方を、大地震等の災害時にどう援護していくかが課題となっております。当町のように、自治会加入率が高く、比較的、隣近所の顔が見える地域であっても、災害時に援護を必要としているかどうかは明確ではありません。このため、具体的に援護を必要としているかどうか、また、援護を必要としている場合、地域の住民、民生・児童委員、自治会役員、消防団等にその情報を知らせてもよいかどうかについてお聞きする必要があります。

この6月から7月にかけて実施いたしました高齢者ニーズ調査でも、質問事項にありましたが、全ての高齢者に回答をしていただいたものではありませんので、要援護者の避難方法について計画する際、改めて全員にお聞きすることになります。

こうした観点から申し上げますと、2月の大雪災害、昨年の10月の伊豆大島の土砂災害、先月発生した広島県広島市の土砂災害等の教訓を生かした上で、大きな被害が予測される大災害時には、町として常に新しい情報を収集し、早目の情報提供を行うことにより、人工透析などの難病患者や障害者、ひとり暮らしの高齢者等の生活弱者の皆さんに、早目の事前避難を促す体制整備が最も重要ではないかと考えております。

現在、町では避難場所として、地域の生活館、公共施設の38カ所を指定し、さらに、広

域避難場所として、小中学校校庭、登記原グラウンドなどの7カ所を地域防災計画でお示しし、各施設の避難については、土砂災害の発生のおそれがないことなど、施設の安全を確認し利用するよう対応しております。その後、災害が大きくなった際の中長期的避難場所として、耐震化も済み、安全が確認されている小中学校、旧日原小学校及び旧小河内小学校の6カ所を指定し、大型の備蓄倉庫を設置した上で、資機材を充実させ、簡易トイレ、簡易寝袋、また、断熱性、クッション性、衛生性にすぐれた避難所用緊急マットなどを備えをつけるなど、一定期間に必要な生活物資を備蓄しております。

これまでの各地の大災害時における避難所生活の状況は、町と同じように学校の体育館などを避難所としている例が多く見受けられますが、元来、避難所を主たる用途として設計されたものではないため、生活環境上の問題が生じることが多く、長期間になると運営が難しいように感じられることから、対策を立てておくことが必要であると考えております。

議員からご提言をいただきました宿泊整備つき避難所の整備につきましては、これまでの町の風水害、雪害の状況などを検証し、また、高齢者や支援が必要な生活弱者への対応、さらには住民の安全・安心を最優先させることを念頭に置きながら、これから検討、考えていきたいと思っております。

特に、先ほども申しあげましたように、まず、一番最初には、地域に土砂災害警報マップを配布させていただきました。ご承知のように、私どもの町は急峻な地域でございますので、警戒マップについては、いろんな意味で、いろんなところがこのマップの中に入ってしまう。そういう点で、第一次的には、それぞれの個人、隣で、自分の命を守ってほしいということをお願いしているところでございます。

今ある38カ所の中でも、そのマップの中に入ってしまった生活館等がございます。今回、第38回の総合防災訓練を行いましたけれども、南氷川の生活等においては、地域の人たちがいろいろ考えた結果、今回、地域の人たちに集まってもらうのは、生活館が避難場所ではなく、氷川保育園に集合してもらおうという対応をしていただいております。

そのようにして、それぞれの地域の中で、まず、命を守るためにどうしたらいいかということ、自主防災組織を含めて考えていただきたい。画一的に町がやるのではなくて、そういうことも考えていただきたいと思っております。

今、私自身がここは絶対に安全だと言える場所は、小中学校の校舎と体育館であります。これについては耐震も全部終わっておりますし、ある一定の広場も確保できております。したがって、最終的には、今年も川井でやらせていただきました中長期的な避難、あ

るいは一昨年やらせていただきました氷川地区の中長期的な避難、そういうところに最終的には公助として避難所を設けて、そこで過ごしていただくということが肝要かなというふうに思います。

議員が提案しているのは、ある意味ではそういう中長期的な部分を、恒久的な避難場所をつくったらどうかというご提案ではないかなというふうに思います。この恒久的な避難場所については、私自身も見てまいりましたけれども、大島町が国の助成等を得ながら恒久的な避難場所を設置いたしました。普通的时候にはほとんど人影がないわけでございますけれども、寝具あるいは食事の調理等々を含めて、避難場所があるわけですけれども、なかなか恒久的な避難場所を持っている自治体というのはまだまだ少ないという実態でございます。

したがいまして、まず私自身が考えているのは、恒久的な避難場所をやる前に、38ある地域の避難施設を安全な部分に建てかえ、あるいは補強していきたいというふうに思っております。これについても、相当の財源が必要でございますので、計画的にそれらを実施してまいりたいと思っております。それではその間どうするんだというお話がございますけれども、今いろんなところとお話し合いを始める予定でございますけれども、弱者の問題については、特養の老人ホームが4つございます。ここでは、まず、弱者、高齢者等々の収容が可能でございますので、食事もできる、あるいはある一定の期間そこで過ごすことができるということがございますので、協定等を結びながら、その辺の仕組みといたしますか、そういうものを考えていきたいというふうに思っております。

もう1点は、来年の3月に鳩ノ巣に、町が建設をしている鳩の巣荘でございます。これにつきましては、従来より定員を多く設け、98名泊まれる施設でございますので、緊急時にはこれらを生かして、弱者、あるいはいろんな意味での、食事供給も含めてできるような体制を整えていきたいというふうに思います。

どうか、もちろん恒久的な、避難だけの専用の建物ができればいいんですけれども、なかなかそうはいきませんので、今申し上げましたようなこととあわせながら、その対応を図ってまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 杉村良一議員、再質問はありますか。

○5番（杉村 良一君） 質問はございません。

まず、今、町長のお話で、まずは自助で、次に地域住民との協力のもと共助ということでございまして、まさしくそのとおりでございまして、町民全員がそういう自覚を持って今後対処しなきゃいけないと。また、町としてもいろいろ恒久的なものも含めて今後検討

していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、5番杉村良一議員の一般質問を終わります。

次に、4番原島幸次議員。

〔4番 原島 幸次君 登壇〕

○4番（原島 幸次君） 奥多摩町の木材買取制度の取り扱いについて、お伺ひいたします。

町の面積の94%を占めている森林は、建築様式の変化及び外国からの安い輸入材におされ、現在、国内需要の減少にともなう木材価格の下落により、長期的な不況状況になっております。そのため、手入れ不足により荒廃した森林が奥多摩各地で見受けられます。

奥多摩町内の森林資源の有効活用による森林整備の促進、地域経済の活性化及び森林環境の保全を図ることを目的に、本年2月より奥多摩町木材買取制度が始まりました。町内の森林に放置されている間伐材に対して「もえぎの湯」の燃料用を始め、木質バイオマス用燃料材として1平米6,000円、現金で3,000円、地域通貨3,000円で買い取りが行われております。山林所有者にとって、また、地域経済活性化のために大変喜ばしいことと思っております。

しかし、本年7月現在、町内の地域通貨取扱店34店舗に対して木材搬出登録者5名という大変少数でございます。また、取扱件数も1件で、せっかくよい制度ができて活用されていないのは大変残念でございます。

他市町村の制度等を参考にして、当町の木材の需要を高める方策など、より効果のあがる木材買取制度にするためには、町として今後どのようなお考えがあるのか、ご初見をお伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 4番原島幸次議員の一般質問にお答え申し上げます。

我が国の林業につきましては、昭和20年代から30年代にかけて、戦後復興のための建築用材として、足場丸太として、また電気、電話などの電柱用丸太として、木材需要は急激に増加しましたが、戦時中における燃料確保等のための伐採により、供給が追いつかず、木材の不足、高騰が続きました。

このため、町では拡大造林策により、杉やヒノキなどの針葉樹の造林を全国的に推進しましたが、一方では、昭和39年には、木材の輸入が自由化となり、さらに昭和50年代には、通貨が変動相場制となったことから円高が進み、価格の安い外国産木材が大量に輸入

されました。このことにより、国産材は価格低迷が続き、林業は現在に至るまで長期な不況となっております。これは、国内全体でもそうでございますけれども、奥多摩町の実態も全く同じでございます。

さらに全国的なシカの食害等も増大し、森林は荒廃した状況になっております。この状況は10年ほど前まで続いておりましたが、平成14年度に、環境面から、間伐を行う多摩の森林再生事業が、50年間という長期間の計画で、東京都の委託事業により開始されました。これは、出発した時点では東京都の単独事業であり、現在は、国が一定の助成をして全国的に広めておりますけれども、東京都が始めて、事業として10分の10を東京都が支援をするという事業であります。

森林が94%を占める町の長として、私はこの事業の重要性を真摯に受けとめ、森林環境の再生だけではなく、地域の雇用や、将来にわたっての後継者育成、地域振興につなげるため、観光産業課内に専門職員を配置した森林再生事務局を設置し、事業実施につきましても、既存の民間林業者や新しく林業を志す者に門戸を開くため、林業登録者制度を行い、現在、12社が本事業に登録し、事業の実施を行っております。後継者育成、地域振興につながっていることはもちろんでございます。

特に西多摩地域の林業については、私どもみたいに専門的な分野を設けてやっているのは、8市町村の中で町だけあります。この事業については年間約3億円の支援を東京都から受けながら、先ほど申し上げましたように、山をきれいにする、あるいは雇用を確保するということを続けてまいっております。特にスギ、ヒノキの民有林を対象に本数の3割を伐採しておりますが、伐採した木材を利用することについては、どうもずっとやってきた事業の中で、非常に大きな木材が、この事業そのものは、間伐、山の中に倒したまま、そのまま放置をする、これが補助事業でありまして、この持っている、倒した木が非常にもったいないというようなことを考えておりました。

そういう点で、この植林についてそういう状況でございましたので、現在の温暖化の進行、気温の上昇、ゲリラ豪雨等の異常気象が深刻となり、温暖化の要因であるCO₂の排出抑制等々の観点からいろいろ検討してまいりましたところ、逆に東京都環境局から支援をいただき、この間伐材の利用について、木質バイオマスについて、もう少しいろんな意味で新しい、新鮮な事業を立ち上げたらどうかというお話をいただきました。

したがって、今の最初の段階では、もえぎの湯のボイラーを木質バイオマスを利用したボイラーにするために、東京都の全額助成を受けて、まず木質のバイオマスによるボイラーの設置を行い、それに供給する材木を、今回の、後ほど申し上げますけれども、森

林木材の買い取り制度を含めて、継続的に供給できる体制をつくっていききたいということから、奥多摩町木材買い取り制度の立ち上げを行いました。

これは、森林再生事業等によって、先ほども申し上げました、町内民有林の木材の有効利用と、エネルギーの地産地消を図り、かつ森林所有者やボランティア団体等に、森林や木材の関心を高めていただき、さらに地域通貨の創設により、地域振興、町内外へのアピールを図るということで、第1段階では、もえぎの木質バイオマスボイラーの全量の1,300リューベを目標に賄うことを目標に、平成26年2月から事業を開始いたしました。

この制度の内容といたしましては、森林所有者みずからが出荷した場合は、1リューベにつき現金3,000円と、町内の登録店舗でのみ利用可能な地域通貨、これを「奥」と称しておりますけれども、3,000円の、計6,000円を交付し、ボランティア団体等の場合は、地域通貨のみ3,000円を交付することを基本としております。

この制度を始めるに当たりましては、排出者登録を募るための森林所有者及びボランティア団体を対象とした説明会を、平成26年1月に1回開催し、また、地域通貨取り扱いを募るため、商業協同組合や商店等を対象とした説明会を同じく1月に3回実施し、搬出者登録は、個人と団体を合わせて5つ、地域通貨取扱店登録は、食料品店、洋品店、コンビニエンスストア、食堂、ガソリンスタンド、宿泊施設、キャンプ場や釣り場などの観光施設等、計34店舗に登録をいただきました。この3月には、搬出登録者を対象に、町で購入しました搬出機械の講習会も実施したところでありますが、昨年度の実績は残念ながら1件であります。この要因は、2月の大雪に伴う搬出が困難であった部分もありますけれども、搬出量も原木で1.3リューベと、少ないものでございました。

議員からのご質問の、町として今後効果を上げるためにはどのような考えがあるか、につきましては、まず、本制度の意義をご理解いただき、1人でも多くの方々に木材を搬出いただくことが現在最も重要なことであると考えております。このため、多摩の森林再生事業の交渉の際、あわせて森林所有者に本制度の説明や搬出の依頼を行っており、また、町内で活動しているボランティアグループ等へも個別に説明を行い、搬出登録と出荷の拡大に努めております。このほかにも、「広報おくたま」9月号、町ホームページに、本制度の内容と登録の呼びかけを行うなど、機会を捉え、制度の普及啓発に努めております。

26年度は、これまでのところ出荷はございませんが、奥多摩都民の森を拠点に活動しましたボランティアグループ「柚's (ソマーズ)」が町で購入しました搬出機械を使い、搬出講習会を既に実施しており、伐採時期になりましたら搬出すると聞いております。

このようにして、この、今、原島議員からご指摘がありますように、当初、我々が考え

ていたよりなかなか普及をしてないというのが実態でございまして、お互いにこの部分については非常にメリットがあるわけございまして、山林を持っている所有者は、10分の10の、費用をかけないで間伐ができる。また、その間伐した木を搬出することによって、リユーベ当たり6,000円の部分ができるという点があるわけですが、この辺がなかなか山林所有者の方がみずからそういう問題に取り組んでいただけていないというのが実態でございまして。

そういう点で、今後もしろんな意味でこのお願いをしながら、特に、間伐事業、枝打ち事業等を、25年間2回、50年間やっていくわけですから、それらを山林所有者の方の協力を得ながら、そういう搬出をしていただきたい。また、搬出するに当たっては機材等もそろえてあります。1年間かけて関係者がしろんな意味で知恵を絞っていただいた制度でございまして、ぜひ、そういう活用をしていただきたいというお願いを、今後もしてまいりたいと思っております。

特に今、目標としているのは、もえぎの湯の木質バイオマスボイラーでございまして、これにつきましての供給を、木質ボイラーのバイオマスをつくるについては、今、農林水産振興財団の機械を利用してつくっておりますけれども、将来は町自身でつくれるような方法も考えていくことによって、価格の安定、価格の低下等もできないかという研究をしております。

幸いにしてといいますか、円安の傾向で、海外から輸入するエネルギー、特にガソリン、重油等のエネルギーが高くなった関係で、今、もえぎの湯の木質バイオマスボイラーについては、採算的には燃料のガソリン代より安く利用できるという状況になっております。しかし、これも、エネルギー問題等の関係がございまして、今申し上げましたような、1つのサイクルをうまく回していくためにはまだまだ努力が必要でございまして、しろんな意味で、お声がけをさせていただきながら、このシステムがうまく回るように今後も努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

○4番（原島 幸次君） 1点だけ質問させていただきます。木材の買い取りにおいて、現金3,000円、一部、地域通貨「奥」を3,000円流通しておりますが、当町には商業協同組合発行の商品券がございまして。その商品券を利用することができなかったものなのかどうか。印刷代等の経費削減にもつながったのかなと思っておりますが、その辺、ちょっとお聞きしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 4 番原島議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いをします。

奥多摩商業協同組合の商品券が地域通貨にかわって使うことができなかつたのかというご質問でございますけれども、確かに奥多摩商業協同組合の商品券については非常に長い歴史がございます、現在取扱店は組合加盟の 41 店舗ということで、地域通貨の取扱店 34 店舗を上回る状況でございます。ただし、そのうちの 39 店舗が氷川地区。古里地区は 2 店舗のみと、また、小河内地区につきましては店舗はないというようなことで、エリア的に非常に固まっているということが 1 点。

それから、この 41 店舗の中には、キャンプ場ですとか釣り場などの観光施設は含まれておりません。今回、木材の買い取り制度につきましては、町長からも答弁をさせていただきましたが、森林所有者、それ以外にボランティア団体等の力もおかりしながら実施していこうということで、町外の方の力もおかりすることを想定をしております。

そんな関係もございまして、町内全域での利用ができるということと、キャンプ場、釣り場、それから温泉施設等の観光施設でも使えるほうが、町外の団体の場合非常に使いやすく、また魅力的な地域通貨ということにもなりますので、そういった考えからでございます。

なお、現在登録の 34 店舗の地域的な内訳でございますが、古里地区が 5 店舗、氷川地区が 24 店舗、小河内地区が 5 店舗ということで、町内、店舗のばらつきがありますが、満遍なく使えるような形に、おかげさまでなっております。今後も搬出事業者、こちらがそろってこないとその後はないわけでございますから、それらの働きかけとあわせまして、地域通貨取扱店につきましても、1 店舗でも多くなるようにご協力をお願いしているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○4 番（原島 幸次君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、本制度の、成功されますようご期待申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、4 番原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 異議なしと認めます、よって、午後 2 時 5 分から再開といたし

ます。

午後 1 時 49 分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6 番村木征一議員。

〔6 番 村木 征一君 登壇〕

○6 番（村木 征一君） 6 番村木でございます。

それでは、1 件の一般質問をいたします。

子育て世代の定住化促進のための宅地分譲の販売状況と今後の分譲予定地について、でございます。町では、減少する若者世帯の増加を目指し、平成 25 年度に少子化対策総合計画（緊急 3 か年計画）を策定し、重点的に少子化対策事業を推進しております。子育て家庭が安全・安心して暮らせる事業として、宅地造成事業を進めておりますが、この 5 月に若者世帯向け分譲地が川井に完成をいたしました。

去る 6 月から 7 月にかけて全 8 区画について分譲の募集をしておりましたけれども、現在までの販売状況について、また、購入予定者のうち町内・町外在住者の内訳はどのような状況かについてお尋ねをいたします。

また、定住化促進のために平成 24 年 9 月から現地説明会を開催し、販売を開始をいたしました長畑地域の 3 区画の分譲を行っておりますけれども、約 2 年が経過しましたが、まだ販売はできていないようでございますけれども、販売状況、販売応募状況につきましてお伺いをいたします。

町では、今まで棚沢、栃久保、長畑、川井など、定住化促進のための宅地分譲をしてきましたけれども、今後の宅地分譲の計画について重ねてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 6 番村木征一議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町では少子高齢化が進行する中、次世代を担う若者定住化対策を喫緊の最重要課題として位置づけ、平成 20 年度から現在に至るまで、町独自の施策として、14 項目に及ぶ子ども・子育て支援、若者の定住化支援を積極的に展開しております。若者の町内からの流出防止や、町外からの若者世代の流入など、子育て支援、定住化促進の総合施策の具体的内容を推進しておりますが、その内容につきましては、先ほど 3 番高橋議員の一般質問にお答えしたとおりでございます。

ご質問の、宅地分譲の販売状況と今後の分譲予定について、でございますが、町では若者定住化を促進するため、宅地分譲事業を平成 18 年度より実施してきており、栃久保に 8 区画、棚沢に 4 区画、長畑に 3 区画、川井に 8 区画、計 23 区画を分譲し、既に栃久保 8 区画、棚沢 4 区画につきましましては完売し、現在この 12 区画に 34 人の若者が定住しております。また、今回分譲した川井の 8 区画のうち、3 区画につきましましては既に購入者が決定しており、その内訳は、町内の在住者が 2 世帯で 9 名、町外の在住者が 1 世帯 2 名、計 3 世帯 11 名でございます。

現在のところ、まだ 5 区画が未契約となっておりますが、この若者向けの宅地分譲事業につきましましては、その購入者を 20 歳から 50 歳までを対象に行った事業であることから、年齢や収入などの条件を含め、宅地を購入して家を建てるまでの資金計画など、将来にわたっての人生設計が購入者側に必要であることから、親が資金を支援してくれるなどの場合は別として、分譲したからすぐに完売するという性質のものではなく、完売までにいまま少し長い目で見えていく必要があるのではないかというふうに思っているところでございます。

現に、平成 18 年度に最初に手がけた栃久保分譲地 8 区画においては、当初は関心度が低く、なかなか購入者があられませんでしたか、その後、徐々に情報を広く伝わり、結果、完売に至っております。

このように、宅地分譲事業は購入者とのタイミングが重要であり、購入希望者があられたときに、物件がなければ、町に住みたくとも転出せざるを得ない状況となることから、需要に応じてすぐに紹介することができる物件を、常に確保しておく状態を保っておくことも大変重要なことであると考えております。

一方、当時に比べ、現在では、町単独の子ども・子育て、若者定住支援も 14 項目となり、先ほども申し上げましたが、学校給食費の無料化、保育園の 2 子目、3 子目の無料、通学定期の助成、高校生までの医療助成など、若者世帯にとっては魅力のある助成事業を年々充実させてきており、これに加え、若者定住応援補助金などを活用して、宅地が安価で取得できることで、さらに大きな魅力になることを、町内あるいは町外に向けて大いにアピールすることが大切であると考えております。

このようなことから、長畑分譲地 3 区画及び川井分譲地 5 区画につきましましては、過日、分譲チラシを作成し、町内には観光施設や公共施設に配布するとともに、町外に対しては青梅市内への新聞折り込みも実施いたしました。また、西多摩に所在する大手企業の事業所に町職員が直接訪問して、奥多摩町には、自然環境がよく、また、安価な分譲地がある

こと、これとあわせて町独自の14項目の子ども・子育て、若者支援策が充実していることを大いにアピールし、各事業者に多くのチラシを配布させていただきました。

また、今後の分譲予定地につきましては、以前議会においてもお話しさせていただきましたが、当町に限らず、山村地域の若者がいまだ都市へ都市へと流出する都心回帰の流れが続く中、当町から少しでも若者が流出しないよう、また、町外から流入してくれるよう、若者定住化のために行っているのも、その目的は、少子高齢化が進む町にあつて、各自治会のコミュニティーの活性化を初め、高齢者の見守り、町を災害から守る消防団員の確保など、さまざまな観点から行っているものであり、今後も宅地分譲事業を継続していく考えであります。

また、今議会に補正予算として購入を提案させていただき決定をいただきました、川井グリーンヴィレッジ4区画を初め、町へ寄附をいただいた宅地や畑などの既存の町有物件も多数ございますので、今後、町全体の土地利用計画の中で、これらの物件の分譲等、活用計画を策定した上で、順次実施してまいり所存でございます。

一方、これと並行して、賃貸の若者住宅の整備につきましても、本議会の補正予算で、住宅建設費について測量・設計委託を計上させていただき、ご決定をいただきましたが、これは、昭和石材株式会社からご寄附をいただいた小丹波地区の熊野神社横に位置する旧社宅跡地に、来年度、海沢若者住宅と同様のメゾネットタイプの低家賃若者住宅を建設するためのものであります。

今後も町における若者定住対策につきましては、可能な限り宅地分譲事業を推進するとともに、あわせて短期的に居住するための低家賃若者住宅の整備、そして町内に数多くある空き家の活用も図りながら、1人でも多くの町内外の若者に町に住んでいただくことで、少子高齢化に歯どめをかけ、さらに、町が活性化するよう努めてまいりたいと思っております。

再々申し上げますけれども、この若者定住化については、最重点課題であり、従来は、それぞれの住宅をつくるときには、国の補助金、都の補助金等々によって建設をしていたわけでございます。それによりまして、住宅家賃等の制約があり、そういう意味ではなかなか使い勝手が悪い。そういう点で、若者の定住化をする住宅、あるいは安く提供できる宅地造成を始めたわけであります。

しかしながら、これは最終的には財源確保するという問題が絡んでおりますので、東京都に向かいますと、うちの特殊事情であり、全国一律の補助ではなくて、町の実態に合わせてその支援をしていただきたいということで、数年前からこのことを理解していただ

きながら、当初、栃久保の住宅については、住宅に対する助成は全くございませんでした。安く提供するというだけでありましたが、その後、東京都のいろんな理解を得ながら、利子補給制度をつくり、また、現在では住宅 500 万円以上をつくる場合には 160 万円の助成をするというふうにグレードを図ってまいりました。

いずれにいたしましても、財政力に弱い町が東京都に理解を得ながら、財源を確保して、この若者の定住住宅等々について今後も継続して実施して参りたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○6番（村木 征一君） 今、町長から答弁をいただきましたし、また、過日この奥多摩に住んでみませんかというこのリーフレットも回ってきました。今、個人的に、町で土地を買って造成をして家をつくるということになりますと、土地そのものは非常に安く買えますけれども、造成に相当のお金がかかるということで、結果的には相当造成をすると高い土地になってしまうということがございますけれども、今回のこの町の販売状況を見ますと、非常に安くて、坪当たり 6 万円台で買えるという、非常にそういう意味では造成をして家をつくる段階で 6 万円近くで買えるということがございますので、割安感が非常に出ているわけがございますね。

今の町長の答弁でもありましたけれども、今後もそういう造成をして販売をするということがございますので、そうすれば、財政力のない若い人たちも、そういう土地を買えて、住むのではないかというふうに思います。ぜひ、今後とも、そういう意味で積極的に宅地造成の分譲をしていただきたいと、こういうふうに思います。これは答弁は要りません。要望でございます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、6番村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、10番竹内和男議員。

[10番 竹内 和男君 登壇]

○10番（竹内 和男君） 10番竹内です。

奥多摩町の林業政策について、お伺いをいたします。

今年の4月ころの新聞を読んだのですが、東京都は多摩地区を中心にした森林整備のあり方や、林業振興の方向性を示した森づくり推進プランを改正し、平成26年度から10年間の計画期間中の重点施策として、2020年東京五輪・パラリンピックの関連施設に多摩産材を検討する事を新たに、①多摩産材を供給する木材店などを消費者に紹介する情報窓口

の設置、②伐採搬出や作業道の整備を担う技術者の育成、③伐採や植栽を優先する生産林と生産には不向きで天然林に近い状態を目指す保全林との区別の明確化など、新聞報道がありました。都の10年間の林業政策が発表されたので、奥多摩町としてどのようにして林業政策に対応していくのか伺います。

1、東京五輪の関連施設に多摩産材の使用や多摩産材を紹介する情報窓口の設置などがあり、木材利用推進が図れる中で、都の政策に対して町としてどのように取り組むか、考えを伺います。

2、伐採搬出や作業道の整備を担う技術者の育成ですが、林業が衰退して雇用の場が少なく、技術を持っている人が少ない状況があり、今後、都の政策を活用して町としての若手の技術者育成に取り組むことが必要と思いますが、考えを伺います。

3、都は今後、生産林と保安林の2区分にし、林業政策を進める考えだと思いますが、奥多摩町は環境局所管の多摩の森林再生事業で、約3,000ヘクタールを協定を結び森林整備を行っていますが、再生事業は生産林か保安林かのどちらかに属するのか、町のお考えを伺います。また、属した区分で町として将来の林業政策を伺います。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 10番竹内和男議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、我が国及び町の林業の現況につきましては、先ほど原島幸次議員の一般質問にお答えしたとおりでございます。このような現況の中で、東京都は平成21年3月に森づくり推進プランを策定いたしました。このプランは、森林整備や木材利用などの林業振興、多摩の森林再生事業による公益的機能の回復など、東京都の森林整備に関する全体計画となっており、これに基づき森林整備等が行われてまいりました。

しかし、木材価格の低迷、コスト構造の改善は図れず、林業経営は依然として厳しい状況にあります。また、森林法の改正により、効率的な森林経営計画制度は、平成27年度にスタートしたほか、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律は平成22年に施行されるなど、森林、林業を取り巻く情勢が大きく変化し、現行の森づくり推進プランでは対応し切れないことから、これらの変化に対応するため、東京都では、24年11月に東京都農林漁業振興対策審議会に諮問し、平成25年度5月に答申を受け、平成26年3月に計画を改定いたしました。

今回改定された森づくり推進プランの主なポイントとしては、立地条件等に応じて生産林と保全林へ区分し、効果的な森林整備を実施すること、花粉症発生源対策の継続実施に

よる森林循環の推進、多摩産材の利用拡大、大島の森林被害等の早期回復などとなっております。

東京都では、このプランに沿い、多摩産材の利用拡大のため、公益財団法人東京都農林水産振興財団が、壁にあります青梅合同庁舎1階に多摩産材情報センターを設置し、多摩産材の利用に関する窓口を開設いたしました。業務内容は、多摩産材利用希望者から相談があった場合、多摩産材認証制度登録をしております供給事業者を紹介し、マッチングするものですが、建築等に木材を利用する場合、建築基準法の改正で、建築後10年間の瑕疵期間があることにより、柱や、はり等の構造材は、JIS規格に適合した人工乾燥とプレカットによる物が主流となっております。

町内では全ての製材所が、また、西多摩地域全体でもほとんどの製材所が、昔ながらの天然乾燥と製材をしていることから、多摩産材情報センターの利用状況につきましても、開設からの2カ月で相談件数は50件ほどあったものの、契約に至ったものは1件のみと伺っております。

これ以外に、市立幼稚園、小学校等を対象に、多摩産材を利用し木質化を図る際、費用の2分の1を補助する、木とふれあいの推進事業がスタートいたしました。この事業につきましては多くの応募があり、15件の事業を採択したそうですが、対象は、木製遊具、机等の什器、内装木質化で、はりや橋などの構造材は入っておらず、現状を反映した事業内容となっております。

ご質問の1点目の、木材利用推進を図る都の施策に対して町はどのように取り組むか、につきましては、今回改定された森づくり推進プランは、今年度からスタートしたばかりで、多摩産材情報センターの設置と利用補助以外、現時点において具体的な施策の発表はない状況にあり、また、搬出に関しては、木材価格の低迷により、これまでも花粉症発生源対策事業の1つである主伐事業以外ではほとんど搬出されていない状況でございます。

木材価格の回復、利用のための施設等の整備が整わない限り、出荷量が大幅に増えることは見込める状況にはありません。この点につきましては、私はこれまでも町村会や森林対策協議会など、さまざまな機会を捉えて、加工センターの整備、木質バイオマスを含めた木材利用等について、東京都に要望してまいりました。今後も引き続き、木材利用のための各施策につきまして要望していくとともに、町といたしましても、木材利用の促進は歓迎すべき政策ですので、まずは昨年度より始めました木材買い取り制度により、林内からの木材を搬出することを進めてまいります。このように着実に搬出することが、将来に向かって木材利用の促進、また、東京都との連携にもつながるものと考えております。

次に、ご質問2点目の、伐採、搬出等の技術者育成についての考えについてですが、多摩の森林再生事業を、森林組合のみならず町内の民間事業者等にも委託したことから、20代、30代の若者も伐採作業を行うようになり、伐採に関しての後継者育成は図られているものと考えております。

搬出につきましては、近年全国的にシカの食害が発生しており、町でも、多摩川左岸では大規模な皆伐ができる状況にはありません。また、木材価格が低迷している中では、小規模の皆伐や、間伐材の出荷をなりわいとして行うことは、コスト面からも厳しい状況にあります。このため、森林所有者みずからが伐採、搬出する自伐林業が、土佐の森林救援隊等により全国的に復旧し始めております。

町でも、昨年度にクレーンつきトラック、林内作業車、軽架線、スカイウッドシュートなどの搬出機器を購入し、間伐等を対象とした木材買い取り制度を開始しております。搬出に際しましては、先ほど4番原島幸次議員の一般質問にお答えしましたように、森林所有者やボランティア団体の搬出登録を促進することが第1段階として最重要となりますが、機器類の操作には講習会の実施が必要となりますので、昨年を引き続き、今年度も搬出機器利用講習会を行い、木材搬出促進とあわせて、搬出技術の習得と向上を図り、後継者の育成につなげたいと思っております。

次に、ご質問の3点目の、多摩の森林再生事業は生産林と保安林のどちらなのか、また、将来に向けた町の林業政策は、についてですが、森づくり推進プランでは、人工林を生産林と保全林に区別するとしており、生産林は、森林経営計画が作成された森林としております。また、保全林は、公益的機能の観点から、将来にわたって保全が必要であり、森林経営計画が未策定な森林としております。

なお、森林経営計画に関しましては、平成25年第2回町議会定例会において、議員からの一般質問に答えさせていただいたとおりですが、森林生施業計画により、小規模の面積を持つ1つの計画区域として、その区域で間伐等の施業が一定規模以上にあることなど、森林整備が具体的に行われる場合に計画したものでありますが、現在、町が認定したものは9区画で、認定面積の合計は713ヘクタールと、対象である町内1万450ヘクタールのわずか7%という状況でございます。このため、ご質問の、多摩の森林再生事業は生産林か保安林かの点につきましては、森林経営計画未策定の場所で実施していること、事業目的が公益的機能の回復であることから、保全林となります。

また、将来に向けた町の林業政策についての考え方についてですが、近年は全国的に所有者の世代交代により、自己所有森林の境界がわからない場合や、時には森林を所有して

いることはわかっている、どこにあるのかさえわからない場合も多くなってきており、社会問題化しております。町では、多摩の森林再生事業で、この12年間に、町内私有人工林の実に42%に当たる3,064ヘクタールもの森林を整備し、将来にわたって公益的機能の回復と良材の育成を図るとともに、立ち会いにより自己森林所有の位置や木境を決めることができました。所有している森林の位置がわからなければ伐採もできませんので、この点におきましては、将来に向けた町の林業政策として非常に大きな成果であり、次世代に引き継ぐ大きな財産であると考えております。

いずれにいたしましても、森林整備や木材利用については選択肢が多いことは、町にとりましても、森林所有者にとりましても、歓迎すべきことであると考えております。行政面積の94%を占める広大な森林を持つ町として、これまで実施してまいりましたとおり、環境と融和した林業の実現と、木材利用と環境保全に向け、国、東京都との連携をしながら、今後も森づくり、木材利用、後継者育成を積極的に図ってまいりたいと思っております。

特に今感じておりますのは、なかなか林業をなりわいとして町の中でやっている人というのは、もう皆無な状態であります。そういう点では、今、東京都水道局さんが進めております水源地域の山林の購入事業であります。これを、皆さんも山へ行って見ていただくとわかるように、非常に東京都の水源林は山がきれいに整備をされております。また、木境もはっきりわかります。こういう点で、治山の問題、あるいは将来の災害等の問題については、山がきれいにならないと、いつ起こるかかわからない集中豪雨に耐えられませんので、水道局の山林購入についてはさらに拡大をしていただきたいというお願いをしております。

もちろん、町の森林所有者の林業振興も図っていかなければなりません、ほとんどの森林所有者は、小規模の森林を所有している人でありまして、場合によっては、自分の山を知らない、また、相続したけれども、その山があったということ自身がわからないという人が増えてまいっております。こういう点で、そういう問題等もこれからの大きな課題でありますので、そういう点も含めながら、森林経営、森林の保全、あるいは大きな意味では公益的機能、また、災害に備えて山の手入れをしていくということは、大変な重要な施策であるというふうに思っております。

また、町自身も、今、職員を3人抱えながら町有林の手入れ等もしておりますし、そういうことを継続していくことが、ひいては町の安全・安心につながるのではないかなというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 竹内和男議員、再質問はありますか。

○10 番（竹内 和男君） ありません。

○議長（前田 悦男君） 以上で、10 番竹内和男議員の一般質問は終わります。

次に、9 番須崎 眞議員。

〔9 番 須崎 眞君 登壇〕

○9 番（須崎 眞君） 9 番須崎です。

それでは、1 点質問させていただきます。

豪雨による土砂災害対策について、お尋ねいたします。

近年、温暖化による異常気象が原因で、各地に大雨が頻発しております。8 月 20 日未明、広島市では局地的豪雨により土砂崩れが起き、甚大な被害が発生し、多くの犠牲者が出ました。以前にも豪雨による災害が発生しており、過去の教訓がいかされていれば、人命がもう少し救われたのではないかなと思います。

奥多摩町においても、土砂災害警戒区域が 889 箇所指定されており、今後、局地的豪雨等が発生した場合、高齢世帯が多く、いざというとき避難誘導に素早く対応できるよう、近隣同士が助け合い行動することが重要だと思います。

町で、避難勧告、危険箇所等の改善対策について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 9 番須崎 眞議員の、豪雨による土砂災害対策についての一般質問にお答え申し上げます。

近年、豪雨災害は激甚化し、日本各地でこれまでに経験したことのないような集中豪雨が発生するなど、異常気象が続き、今年 2 月には 50 年に一度と言われる想像をはるかに超える大雪に見舞われるなど、町でも大変大きな被害を受けたところは記憶に新しいところでございます。

また、7 月 9 日には長野県南木曾町で台風 8 号の影響により発生した土石流により、家族 4 名が死傷する被害が発生しました。その後も、7 月 30 日からの台風 12 号と 11 号が相次いで接近するとともに、前線が日本付近に停滞し、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続し、記録的な大雨によって各地で大きな災害があり、気象庁では防災上の教訓を伝えるため「平成 26 年 8 月豪雨」と名づけました。

この 8 月豪雨では、台風 12 号の影響で、四国地方の太平洋側では 8 月 1 日から 5 日までの総降雨量が、高知県を中心に 1,000 ミリを超える市町村が多く出るなど、8 月の月降水量平均値の 2 倍から 4 倍となったところであり、また、台風 11 号の影響では、日本の広い

範囲で大雨となり、特に四国地方から東海地方にかけて、8月7日から11日までの総降水量が500ミリから1,000ミリの大雨となりました。町でも、台風の進路に当たっていたことから、事前に町道等の安全点検を行うとともに、警戒態勢をとり監視を続けておりましたが、幸いにして降水量も少なく、大きな被害はございませんでした。

その後、8月16日から17日に京都府福知山市、岐阜県高山市で48時間の降水量の値が340ミリを超え、観測史上1位。19日夜から20日の明け方の広島市を中心とした大雨では、1時間降水量、3時間降水量、24時間降水量が観測史上1位の値を更新し、特に広島市では1時間に100ミリを超える猛烈な雨を観測し、大規模な土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出ました。また、8月24日には、北海道北部の礼文島でも記録的豪雨となり、土砂崩れの影響で117名が孤立し、観光客の29名がヘリコプターで脱出、住民の88名が孤立化する被害がありました。これらの豪雨の影響で、大雨で水につかたり壊れたりした住宅は、確認をされているだけで全国各地で1万棟に上っているということでもあります。

近年の集中豪雨では、局地的に長時間、雨が降り続く傾向が見られます。また、広島市、昨年の大島町の土砂災害が、局地的な豪雨により深夜に起こったように、風水害は時と場所を選びません。町においても、東京都が土砂災害防止法に基づき、土石流152カ所、急傾斜地の崩壊、がけ崩れ727カ所、地すべり10カ所と、合計889カ所を土砂災害警戒区域として指定しております。安全・安心な住民の暮らしを守るために、さらなる防災・減災対策を行っていかねばならないと考えております。

ご質問の高齢世帯の避難誘導に素早く対応できるよう、近隣同士が助け合い行動することですが、日ごろからお話をさせていただいておりますように、災害対応時には自助、共助、公助という考え方がございます。この共助の部分について、災害発生時に地域住民が相互に助け合い、地域の防災力を高めるため、各自治会で自主防災組織を設置し、有事の際に自主的に救出、救護、避難誘導及び情報管理ができるよう活動をいただいております。この組織をさらに充実させるよう、町としてもバックアップしてまいります。

また、高齢者、障害者等の配置を要する方のうち、特に支援を要する避難行動要支援者については、実効性のある支援を目的として平成25年6月に改正された災害基本法に基づき、対象者名簿を作成し、総務課と福祉保健課とで災害要援護者等管理台帳システムの運用に向けて作業を進めております。今後、町と自主防災組織を中心とした地域住民の方との共同による対応について、検討を進めてまいります。

次に、町での避難勧告の改善対策についてですが、気象庁では、市町村長による的確な避難勧告、指示の発令や、住民の迅速な避難行動に結びつけ、重大な災害の危険性を正し

く住民に伝達するため、特別警報が設けられましたが、災害時には命を守るということを最優先し、空振りを恐れず、ちゅうちょせず、早目の避難勧告を出すことが不可欠だと考えております。段階的に発表される気象情報や注意情報、警報の情報入手を常に心がけ、注意喚起、避難勧告、避難指示を的確に出してまいりたいと思っております。

また、広島市、大島町のように、深夜、暴風雨による対応が必要な状況も出てくることも考えられ、真夜中でも危険が迫った場合は避難勧告をする必要もございますが、追い込まれてからの避難ではなく、住民みずから早く賢く逃げることを醸成しておく必要もあると考えており、日ごろから、各家庭でできる災害への備えや避難方法の確認など、住民へ呼びかけをしてまいりたいと思っております。

有事の際の対応を住民それぞれも考えるとともに、行政も情報を的確に把握し、早目早目に何度も情報を流し、危険が迫っていることを伝えるなど、適切なタイミングと方法で伝える努力を今後してまいりたいと思っております。

次に、危険箇所等の改善対策でございますが、先ほども申し上げましたように、東京都では、がけ崩れなどの土砂災害から、都民の生命、財産を守るため、土砂災害防止法に基づき、平成23年3月31日現在で、警戒避難体制の整備を行う土砂災害警戒区域を町内全域に889カ所指定し、地域住民への説明会等を行い周知したところでございます。

この土砂災害警戒区域とは、台風に伴う豪雨や、最近話題となっておりますゲリラ豪雨などの大量の雨の影響で、地盤が緩み土砂災害を起こす可能性のある地域を東京都が指定したものでございます。また、土砂災害警戒区域に指定されますと、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限が行われます。警戒避難体制の整備は、土砂災害から生命を守るため、地域防災計画に基づいて、区域ごとの特徴を踏まえた災害情報の伝達方法や、避難が早くできるように、警戒避難に必要な情報を住民に周知させるよう、警戒避難体制の整備が図られます。

また、レッドゾーンと言われる特別警戒区域に指定されますと、住宅の建てかえなどに規制がかかるため、人口流出を懸念する市町村が二の足を踏んでいるのが実情でございます。レッドゾーンの指定については、砂防ダムなど、安全対策のためのハード整備に膨大な費用と時間がかかるため、不用意な宅地開発を防いで危険箇所を増やさないのが狙いで、住民説明会や地元自治会の意見聴取を得て、東京都が行います。指定後は、住宅地の開発が都道府県の許可制となるほか、住宅を増改築する際に補強工事が必要となり、工事で1,000万円から2,000万円が加算される可能性があるため、個人負担が増えるだけに住民の理解を得るのは難しいと思われまます。

このようなことを踏まえ、町としては、特別警戒区域に関しては人口流出の懸念があり、地域によっては過疎化に拍車がかかることも考えられますので、東京都と慎重に協議を進めております。住民の生命、財産を守るのは行政の責務でございますので、住民の安全・安心を確保するためにも、改善対策としてハード事業の推進を国、都へ継続的に要望してまいります。

現在、東京都における町内の危険箇所の防除工事としましては、国道、都道沿いの危険箇所の改修を初め、近年実施いたしました留浦地区、大沢地区の急傾斜地崩壊防止事業、そして、現在実施しております原地区急傾斜地崩壊防止事業を7年計画で施工する予定でございます。また、砂防工事につきましても、海沢砂防事業を実施しており、今後は、棚沢地区の西川、大沢地区の十二天沢の砂防工事が計画されており、西多摩建設事務所では、町の要望に対して、危険度の高いところから対策事業を計画的に実施しております。

また、東京都産業労働局が指定しております山地災害危険箇所につきましては、山腹崩壊危険箇所地区が171カ所、崩壊土砂流出箇所が100カ所となっており、建設局の危険箇所と重複している箇所もございますが、山地災害危険箇所につきましても東京都に継続的に要望しており、住宅地付近の危険度の高い箇所から優先して治山工事を実施していただいております。

今後の対策といたしましては、小規模な治山、治水等の事業については町で実施いたしますが、大規模な事業については、東京都建設局、東京都産業労働局に継続的に要望を行い、指定している危険箇所につきましては全体計画の策定を検討していただき、緊急性のある箇所から計画的に行っていただくよう要望してまいります。

今後も、当町における自然災害及び危険箇所における対策につきましては、人的対応、あるいは物理的対応の両面から対応することで、住民皆さんの安全・安心を確保してまいります。

○議長（前田 悦男君） 須崎 眞議員、再質問はありますか。

○9番（須崎 眞君） それでは、ちょっと、避難勧告、避難指示等につきまして、どのくらいの雨量が振った場合、指示を出すのか。早目に出していただく、もうちゅうちょしないで出すという町長さんの答弁をいただきましたんですけど、目安としてちょっと、もしお聞きできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 9番須崎 眞議員のご質問にお答えいたします。

避難勧告、避難指示等の状況ですけれども、これは、雨量と、今後の予想雨量等を気象

庁のほうで判断をいたしまして、それで気象庁のほうから状況を町の方にお知らせをいただくことになっております。その状況に基づきまして町のほうで避難勧告、指示等を出していくわけですけれども、500 ミリを降ったら勧告だとか、そういう部分で行くものと、今後の雨量等も勘案してしていくものということでございますので。

また、先ほど町長の答弁にもございましたように、夜中にそのような状況に陥る可能性があるというようなときには、やはり夜中に動くのは危険があるということですので、そういう情報が気象庁から来たときには、町の方でもその状況を判断して、たとえ夜中にその状況は改善されて、大雨が来なかったと、空振りになってしまったというようなことが起きる可能性があっても、そのような情報が提供されたときには、避難勧告、指示を町のほうで決めて、住民の方の安全・安心のために早目に指示を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、9番須崎 眞議員の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月16日となっておりますので、明日9月13日から15日までの3日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日9月13日から15日までの3日間は休会とすることに決定しました。なお、本会議4日目は9月16日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員